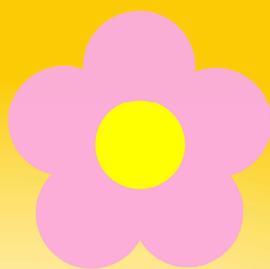


山中湖村



子ども・子育て支援事業計画

(平成27年度～31年度)



平成27年3月

山中湖村

■□ もくじ □■

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格・位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の対象.....	2
第2章 山中湖村の子どもたちのすがた.....	3
1 人口や世帯の動向等.....	3
2 子育て施策の実施状況.....	10
3 ニーズ調査結果のとりまとめ.....	15
第3章 計画の基本的な考え方.....	24
1 計画の基本理念.....	24
2 計画の基本的な視点.....	25
3 施策の体系.....	26
第4章 施策の展開.....	28
基本目標1 地域におけるすべての子育て家庭への支援.....	28
基本目標2 きめ細かい取り組みを必要とする子どもと家庭への支援.....	33
基本目標3 職業生活と家庭生活との両立に向けた支援.....	36
基本目標4 健やかに生み育てるための支援.....	37
基本目標5 親と子がともに学び育つ環境づくりのための支援.....	43
基本目標6 すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくりの支援.....	49
第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保方策.....	55
1 総人口及び子どもの人数の将来推計.....	55
2 教育・保育提供区域の設定.....	56
3 幼児期の学校教育・保育事業.....	57
4 地域子ども・子育て支援事業.....	60
第6章 計画の推進に向けて.....	67
1 計画の周知と推進体制.....	67
2 計画の進行管理.....	67
資料編.....	68
山中湖村子ども・子育て協議会設置要綱.....	68
山中湖村子ども・子育て協議会委員名簿.....	69

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化が問題となっている中、平成26年6月に厚生労働省が公表した平成25年の合計特殊出生率（1人の女性が一生に産む子どもの平均数）は、前年より0.02ポイント増の1.43でした。現在の人口を維持するため必要な合計特殊出生率は2.07ですから、このまま少子化が続けば、我が国の総人口は減少していくと推計されています。

少子高齢化により、子どもが減り、高齢者が増えるということは、将来、人口の少ない若い年齢層の人々が、多くの高齢者世代を支えていかなければならなくなるということにつながります。よって、若い世代にのしかかる負担はとても重いものになると予想されており、これを解決するためには少子化を改善させていかなければなりません。

国により、平成24年に子ども・子育てに関する3つの法律「子ども・子育て関連3法」が成立され、平成27年4月より子ども・子育て支援新制度が施行されることとなりました。これは、子どもが健やかに成長することができる社会をつくることを目的として施行され、子育て環境の改善により、少子化に歯止めをかけることにも期待されています。

新制度による重点的な取り組みは、【質の高い幼児期の学校教育・保育】、【家庭や地域での子育て力の向上】、【待機児童の解消】となり、認定こども園などの充実が図られることとなります。

本村では、平成16年3月に、全国53の先行策定市町村の指定を受け、「げんきに生まれ育つ やまなかこっ子計画：山中湖村次世代育成支援地域行動計画（前期計画）」を策定しました。また、平成22年3月には、前期行動計画の進捗状況の評価や取り組みを見直し、新たに求められる課題を踏まえ、「げんきに生まれ育つ やまなかこっ子計画：山中湖村次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を策定し、子どもたちは村の宝、家族と地域において人と人を結ぶかけがいのない存在であり、村の将来を担う子どもたちが元気に生まれ、健やかに育ち、成長していけるような安全で安心して暮らせる地域社会づくりに、継続的に取り組んできました。

今年度、後期計画の年度が終了となることから、後期計画の評価を行い、各施策や取り組みを見直すとともに、子ども・子育て関連3法や新制度を反映させた「子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を策定します。

2 計画の性格・位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法 第61条により、策定が求められている「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、山中湖村第4次長期総合計画や関連計画との整合を図り、効率的な計画とします。

また、法律の有効期限が平成37年3月まで延長された次世代育成対策推進法に基づく「次世代育成支援対策地域行動計画」の考え方や事業を一部踏襲し、総合的に子育て支援を推進していきます。

子ども・子育て支援法 第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画の期間としています。

また、計画の期間内であっても、子どもや親を取り巻く環境に大きな変化があった場合は、速やかに計画の見直しを行います。

平成24年度	子ども・子育て支援 関連3法 成立	次世代育成支援 地域行動計画 (前期：平成16年度～平成21年度) (後期：平成22年度～平成26年度)	次世代育成支援 対策推進法 (平成15年7月～平成26年度)
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度	子ども・子育て新制度	子ども・子育て支援 事業計画 (平成27年度～平成31年度)	【延長】 次世代育成支援 対策推進法 (平成27年度～平成36年度)
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
平成31年度		見直し予定	

4 計画の対象

本計画における「子ども」とは、子ども・子育て支援法で定義されている「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者」とします。

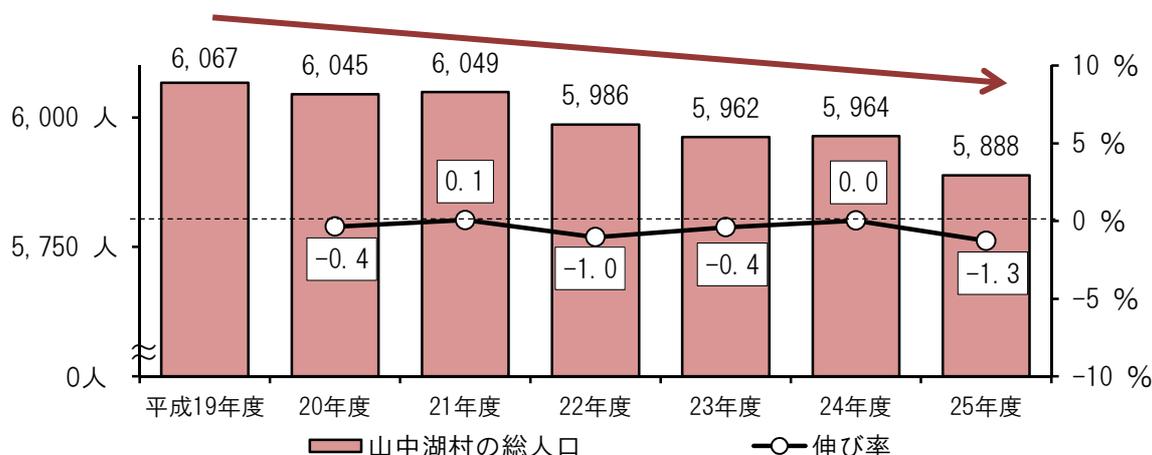
第2章 山中湖村の子どもたちのすがた

1 人口や世帯の動向等

1 人口・世帯の状況

人口と伸び率の推移

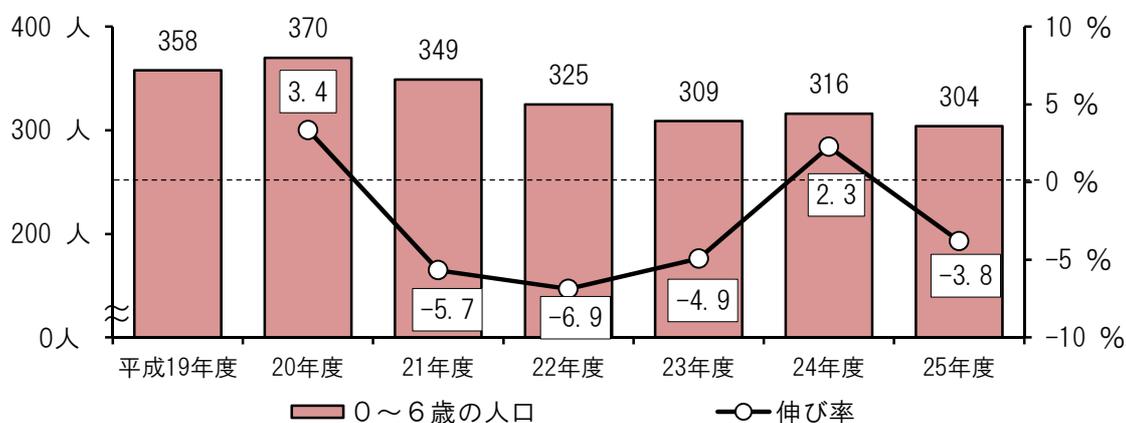
住民基本台帳による近年の本村の総人口は、減少傾向で、平成 25 年 10 月 1 日現在で 5,888 人となっています。伸び率をみると、ほぼマイナス値で、特に平成 22 年度と平成 25 年度ではマイナス1%以上で、60 人以上の人口減となっています。



資料：「住民基本台帳」（10月1日現在）

0～6歳 人口と伸び率の推移

小学校入学前までの未就学児0～6歳児人口をみると、平成 19 年度から平成 20 年度は 12 名増加していますが、平成 20 年度以降は減少に転じ、平成 24 年度では一旦増加したものの、全体的には減少傾向にあります。

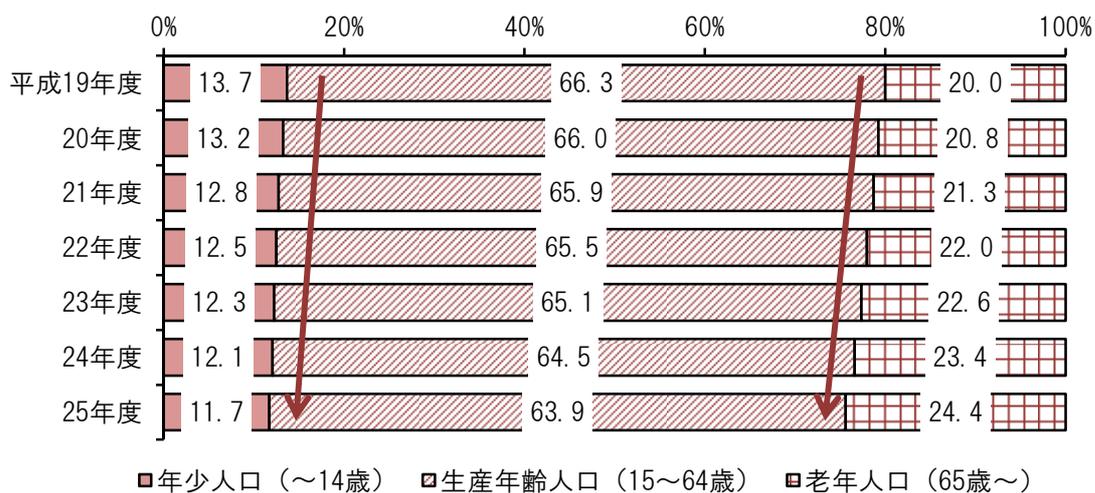


資料：「国勢調査」、平成 25 年は「住民基本台帳」（4月1日現在）

年齢3区分別 人口比率の推移

年齢3区分別人口比率は、平成25年10月1日現在で、0～14歳の年少人口が690人(11.7%)、15～64歳の生産年齢人口が3,762人(63.9%)、65歳以上の老年人口が1,436人(24.4%)となっています。

年少人口の構成比は微減傾向が続けているのに対し、65歳以上の老年人口は増加し続けており、本村においても少子高齢化が急速に進行していることがうかがえます。

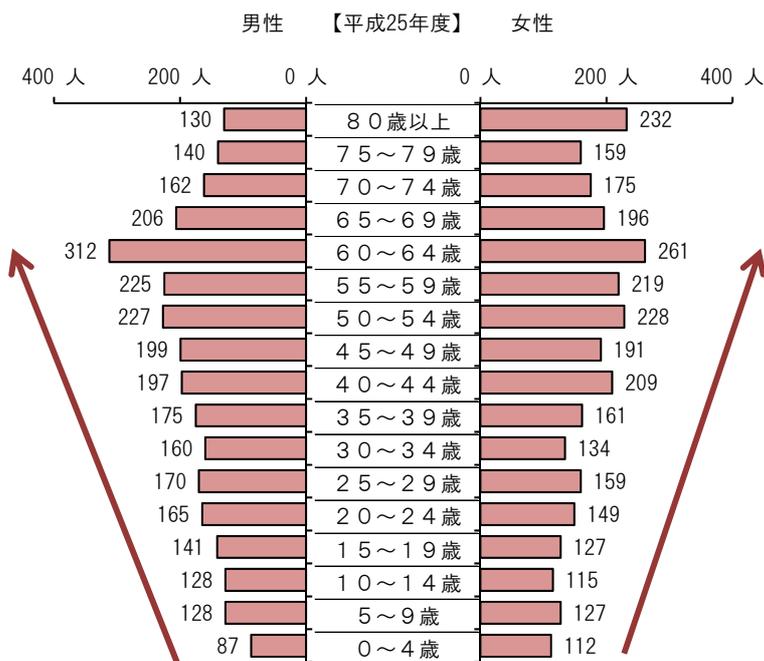
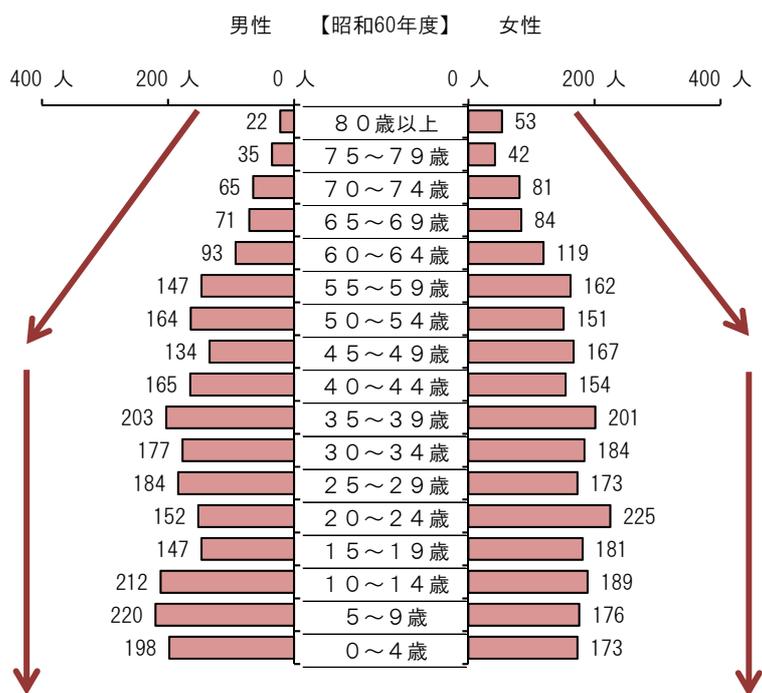


資料：「住民基本台帳」(10月1日現在)

5歳階級別・性別 人口の推移

5歳階級別の人口構成を、昭和60年度と平成25年度と比較してみると、昭和60年度は、性別で異なるものの、乳幼児期から働き盛り年齢までが近似値を示し、50代辺りから年齢が高いほど少なくなり、先がすぼまる“変形ピラミッド型”であるのに対し、平成25年度は、第一次ベビーブーム世代、いわゆる団塊の世代である60～64歳を中心に構成数が多く、その世代から下に遠くなるほど人口構成数が少なくなるいわゆる“つぼ型”となっています。

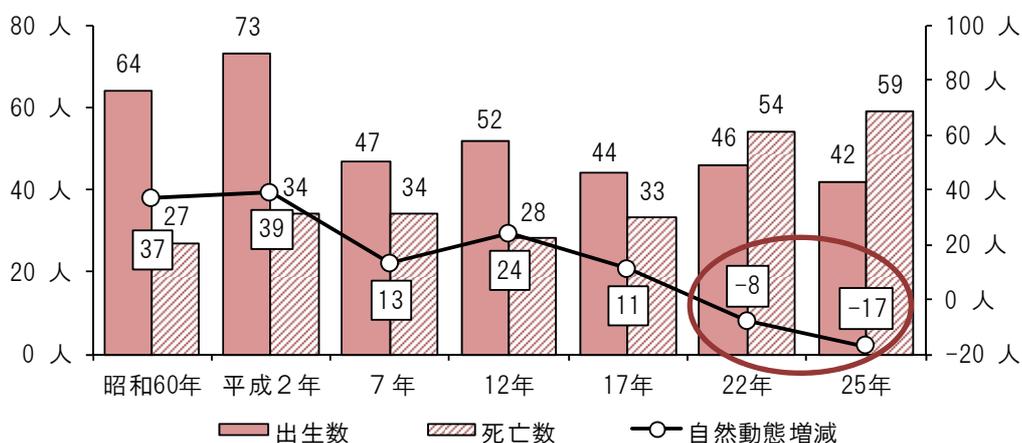
また、女性においては80歳以上の人口が2番目に多く、高齢化が進行していることがうかがえます。



資料：(昭和60年度)「国勢調査」・(平成25年度)「住民基本台帳」

出生数、死亡数と自然動態の推移

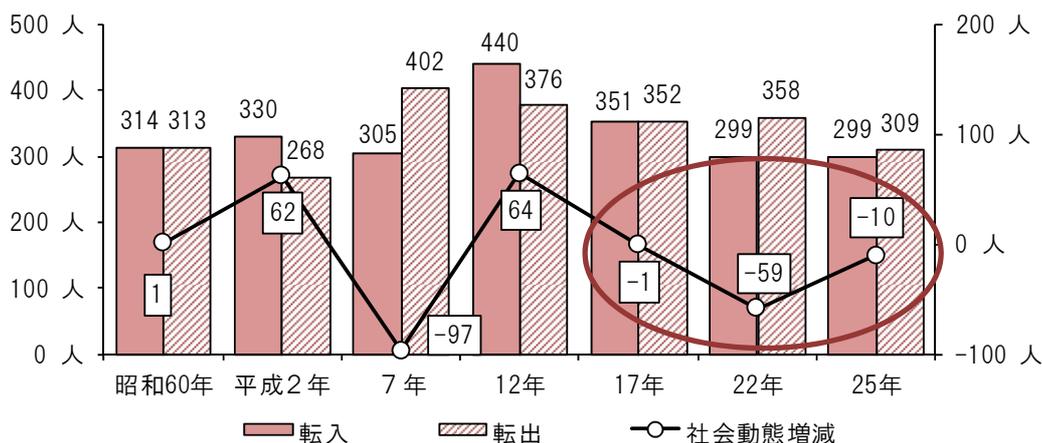
出生数と死亡数の推移をみると、ともに増減を繰り返しており、平成25年では、出生数は42人、死亡数は59人となっています。平成2年までは出生数が死亡数の倍以上となっていました。平成22年から死亡数が出生数を上回っており、自然動態は、マイナス値に転じています。



資料：「人口動態統計」

転入数、転出数と社会動態の推移

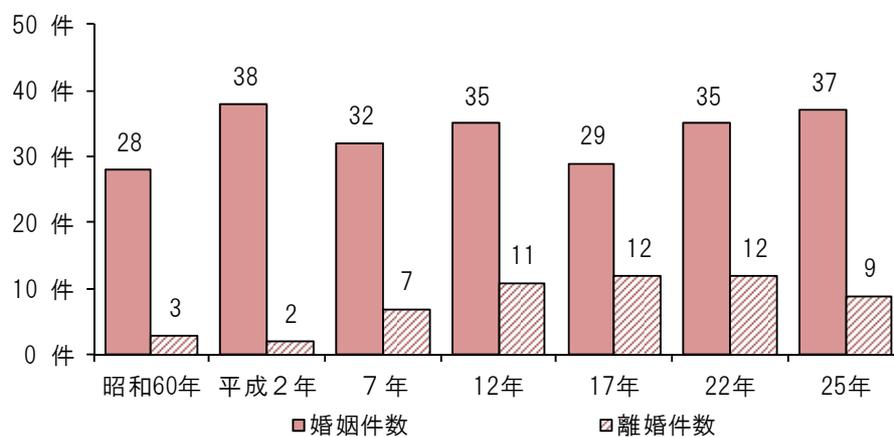
転入数と転出数の推移をみると、平成12年をピークに、転入、転出ともに減少傾向にあります。社会動態でみると平成17年からは転出が転入を上回り、いずれもマイナス値で、人口の減少に影響しています。



資料：「人口動態統計」

婚姻・離婚件数の推移

婚姻・離婚件数の推移をみると、離婚件数は平成17年まで緩やかに増加傾向で、平成12年には2桁になっています。平成22年は17年と並び、24年には減少に転じ、9件です。平成22年以降近年は婚姻件数が連続して増加しており、離婚件数が減少した平成25年は、婚姻件数と28件の差になっています。



資料：「人口動態統計」

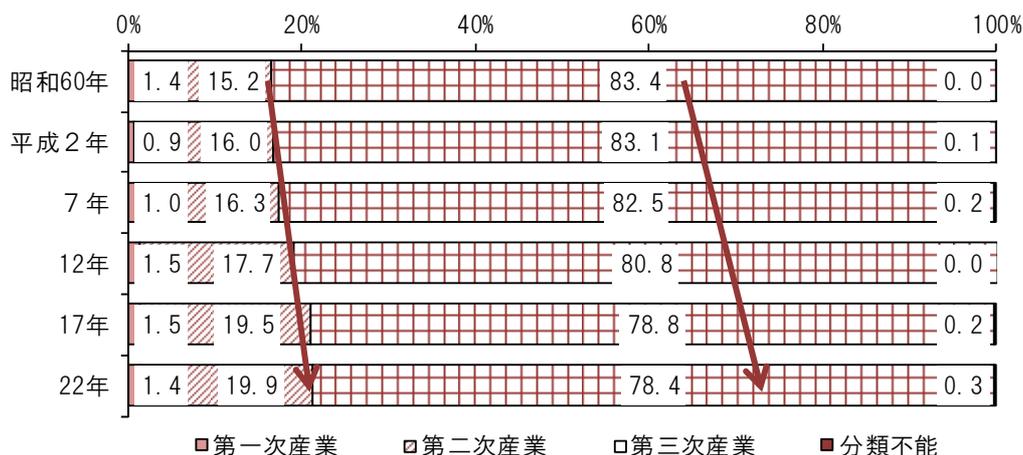
2 産業・就業の動向

産業別就業人口・産業別就業人口構成比の推移

産業別人口総数は、増減を繰り返しており、平成22年の第一次産業の就業数は39人、第二次産業は550人、第三次産業は2,168人となっています。

産業別就業人口構成比をみると、第三次産業が8割程度を占めて最も多くなっていますが、その割合は減少しています。一方、第二次産業の占める割合が増加しています。

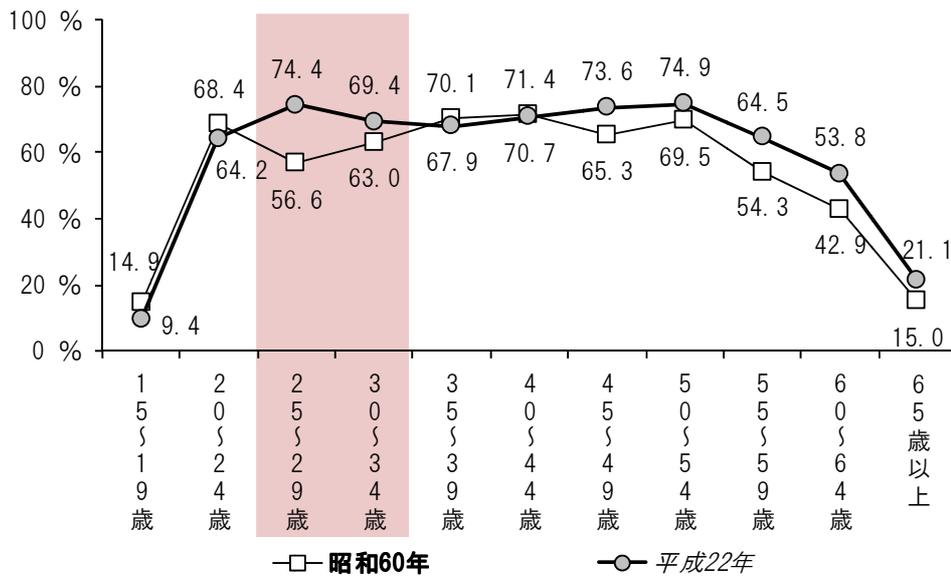
	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	22年
第一次産業（人）	35	24	31	42	43	39
第二次産業（人）	379	445	482	506	567	550
第三次産業（人）	2,078	2,318	2,445	2,311	2,293	2,168
分類不能（人）	1	2	5	0	6	8
総数（人）	2,493	2,789	2,963	2,859	2,909	2,765



資料：「国勢調査」、平成25年は「住民基本台帳」（4月1日現在）

女性の年齢別就業率

女性の就業状況を5歳階級別に昭和60年と平成22年で比較してみると、いずれも結婚・出産・子育て期に一旦就業率が低下する、いわゆる“M字型曲線”となっています。しかし、昭和60年は「M字」が顕著に現れているのに対し、平成22年は緩やかな曲線になっています。また、昭和60年は、一旦減少するポイントが20代後半から30代前半であるのに対し、平成22年は30代後半とずれ込み、さらに20代後半は昭和60年を17.8ポイント上回って差が大きい点など、晩婚化、少子化、子育てしながらの就労等の背景がうかがえます。



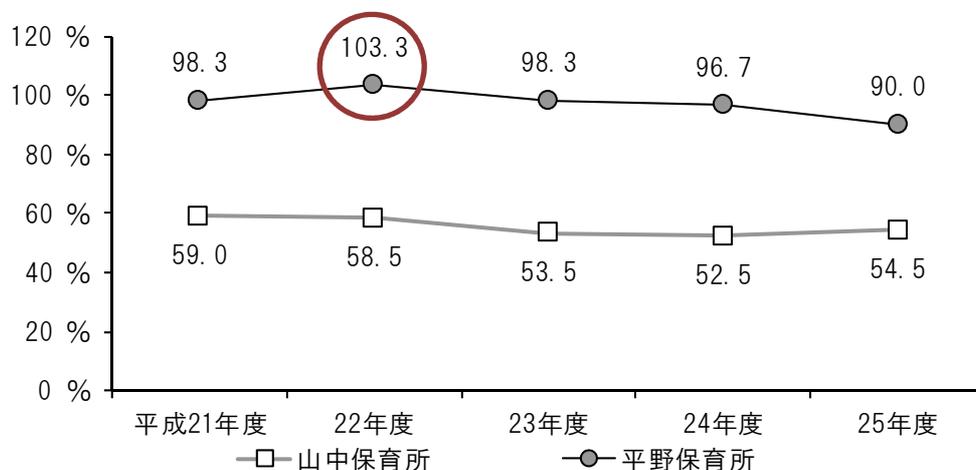
資料：「国勢調査」

2 子育て施策の実施状況

保育所数・児童数の推移・保育園の就園率の推移

村内には2か所の保育所があり、平成25年度の入所児童数は、合わせて163人となっています。定員は、山中保育所が200人、平野保育所が60人で変わらず、山中保育所は大きく定員割れの状況ですが、平野保育所は平成22年度には定員を超えるなど、高い就園率での推移となっています。

		平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
山中保育所	認可定員数(人)	200	200	200	200	200
	在園児童数(人)	118	117	107	105	109
	就園率(%)	59.0	58.5	53.5	52.5	54.5
平野保育所	認可定員数(人)	60	60	60	60	60
	在園児童数(人)	59	62	59	58	54
	就園率(%)	98.3	103.3	98.3	96.7	90.0
合計	認可定員数(人)	260	260	260	260	260
	在園児童数(人)	177	179	166	163	163
	就園率(%)	68.1	68.8	63.8	62.7	62.7



資料：いきいき健康課

特別保育等利用の状況の推移

各特別保育事業の利用状況の推移は下表のとおりです。最も利用者数が多いのは一時保育ですが、年度によって実利用者数は大きく変動しています。平成 25 年度は、24 年度の2倍以上で 239 人となっています。

		平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
乳児保育	実施箇所数（所）	1	2	2	2	2
	実利用者数（人）	0	46	29	30	38
延長保育 （18時以降）	実施箇所数（所）	2	2	2	2	2
	実利用者数（人）	41	51	59	55	56
一時保育	実施箇所数（所）	-	2	2	2	2
	実利用者数（人）	-	65	144	96	239
障害児保育	実施箇所数（所）	2	2	2	2	2
	実利用者数（人）	0	1	1	1	1
外国人児童保育	実施箇所数（所）	2	2	2	2	2
	実利用者数（人）	（不明）	（不明）	0	（不明）	3

資料：いきいき健康課

地域子育て支援センターの状況

本村における地域子育て支援センターは山中保育所で、下表のとおり実施しています。

開設場所	所在地	開設日時
山中保育所	山中湖村山中865-292	毎週月、水、金

資料：いきいき健康課

保健指導・相談の状況の推移

保健指導・相談事業として、本村ではすこやか発達相談を行っています。平成 24 年度は、年4回の実施で、延利用者数が2桁の 16 人となったので、平成 25 年度には実施回数を増やしましたが、延利用者数は 5人減の 11 人となっています。

事業名		平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
すこやか発達相談	実施回数（回）	3	4	3	4	6
	延利用者数（人）	6	8	4	16	11

資料：いきいき健康課

訪問指導の状況の推移

訪問指導は下表のとおり、新生児全戸訪問事業を実施しています。平成 22 年度と 25 年度は 40 人台で、やや多くなっています。

事業名	対象	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
新生児全戸訪問事業（件）	生後4か月までの児	35	47	38	38	42

資料：いきいき健康課

小学校数・小学校児童数の推移

本村の小学校は下表の2校で、東小学校の児童数は平成22年度から増加し、80人台で推移しています。山中小学校の児童数は200人代の推移ですが、わずかに減少傾向です。平成25年度は2校ともに、入学児童である1年生が減少しており、両校の合計児童数は、前年度から22人の減少です。

		平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
山中小 学校	1年生(人)	40	34	39	35	29
	2年生(人)	35	41	33	39	34
	3年生(人)	32	36	41	32	39
	4年生(人)	32	34	35	40	30
	5年生(人)	33	32	32	34	39
	6年生(人)	42	35	33	32	33
	合計(人)	214	212	213	212	204
東小 学校	1年生(人)	16	19	14	16	12
	2年生(人)	10	16	18	14	16
	3年生(人)	12	10	16	18	14
	4年生(人)	16	12	9	16	18
	5年生(人)	10	17	12	9	16
	6年生(人)	12	10	17	12	9
	合計(人)	76	84	86	85	85
合計(山中合計+東合計)(人)		466	469	474	472	450

資料：教育委員会

放課後児童クラブ設置状況・放課後児童クラブの状況

本村の放課後児童クラブの設置は1か所で、下表のとおり実施しています。在籍者数は、30人前後で推移しています。

クラブ名	開館日時	長期休暇時の対応	放課後児童 指導員(人)
くじらっこクラブ	平日 放課後～18時	可	3

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施箇所(所)	1	1	1	1	1
在籍者数(人)	30	(不明)	34	29	34

資料：いきいき健康課

乳幼児健康診査の受診状況の推移

本村では、4か月児健診、7か月児健診、12か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児健診、3歳児健診と、乳幼児の成長段階に応じた定期的な健康診査を実施しています。

健康診査の受診率は、ほとんどが 90%台と高い水準で推移しています。しかし、下表で示したグレー部分は、90%を下回っている健診で、2歳児健診は他に比べて低めの水準での推移になっています。

事業名		平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
4か月児 健診	該当児（人）	38	44	33	43	37
	受診児（人）	38	43	33	38	37
	受診率（%）	100.0	97.7	100.0	88.4	100.0
7か月児 健診	該当児（人）	43	42	39	34	34
	受診児（人）	41	38	38	33	33
	受診率（%）	95.3	90.5	97.4	97.1	97.1
12か月児 健診	該当児（人）	40	40	32	38	36
	受診児（人）	38	36	32	34	38
	受診率（%）	95.0	90.0	100.0	89.5	105.6
1歳6か月児 健診	該当児（人）	51	38	44	38	45
	受診児（人）	50	36	39	34	45
	受診率（%）	98.0	94.7	88.6	89.5	100.0
2歳児 健診	該当児（人）	57	42	40	36	49
	受診児（人）	44	40	30	34	41
	受診率（%）	77.2	95.2	75.0	94.4	83.7
3歳児 健診	該当児（人）	48	53	51	33	39
	受診児（人）	46	49	48	31	38
	受診率（%）	95.8	92.5	94.1	93.9	97.4

資料：いきいき健康課

民生・児童委員の状況の推移

民生・児童委員の状況は下表のとおりです。民生・児童委員数は、ほとんどの年で女性が男性を上回る形で、13人の定数になっています。相談件数は平成23年度で著しく多く、203件となっていました。平成24年度、25年度は連続して5件にとどまっています。

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
民生委員・児童委員による相談件数（件）	30	28	203	5	5
民生委員・児童委員数（人）	13	13	13	13	13
男性委員数（人）	7	5	5	5	5
女性委員数（人）	6	8	8	8	8

資料：いきいき健康課

各種手当・助成の状況の推移

各種手当での受給状況は下表のとおりで、児童手当は平成22年度に著しく増加し、前年度とは377件の差となっています。児童扶養手当は、わずかながら増加傾向です。

各種助成の利用状況は下表のとおりで、子ども医療費助成の支払い件数、及び母子家庭等医療費助成件数は、平成22年度に著しく増加しています。また、子ども医療費助成の支払い件数は、平成23年度には6,900件にまで増加し、以降減少しているものの、5,000件を超える推移です。

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
児童手当 延べ児童数（件）	6,054	6,431	8,658	7,595	7,792
児童扶養手当 受給者数（受給資格者数）（件）	10	11	16	19	19
特別児童扶養手当（件）	9	8	9	9	9
障害児手当（件）	5	5	5	5	3

		平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
乳幼児医療費助成	延べ件数（件）	3,799	3,567	3,756	3,539	3,150
	対象人数（人）	289	312	300	301	298
子ども医療費助成（支払件数）		2,686	3,921	6,900	5,931	5,256
母子家庭等医療費助成（件）		220	390	381	356	366
重度心身障害者等医療費助成（件）		3,382	3,471	3,759	3,715	3,830
母子家庭等入学祝金（件）		—	—	—	1	4

資料：いきいき健康課

公園の状況

本村にある公園は下表のとおりです。山中湖文学の森公園、山中湖ふれあい公園の2か所では、遊具の設置があります。

公園名称	概要
山中湖文学の森公園	遊具、トイレ、東屋、駐車場35台
山中湖ふれあい公園	遊具、トイレ、東屋、駐車場20台
湖畔緑地公園	トイレ、東屋、駐車場50台

資料：生活産業課

3 ニーズ調査結果のとりまとめ

1. 調査設計

- (1) 対象地域：山中湖村全域
- (2) 調査期間：平成 25 年 12 月 5 日～平成 26 年 1 月 28 日
- (3) 調査方法：①就学前児童 施設配布・施設回収（未就園児は郵送配布・郵送回収）
②小学校児童 学校配布・学校回収

2. 回収状況

	対象者数	有効回収数	有効回収率 (%)
就学前児童世帯	200 世帯	157 世帯	78.5%
小学校児童世帯	211 世帯	195 世帯	92.4%

3. 注意事項

- ・結果は百分率で表示し、数表・グラフの百分率は小数第 2 位を四捨五入しています。そのため、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがあります。また、複数回答可の設問は、全ての比率を合計すると 100.0%を超えることがあります。
- ・グラフ中の「N (Number of case の略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。
- ・スペースの関係で、文言が長い選択肢については、一部省略しています。
- ・就学前児童は「就学前」、小学校児童は「小学生」と記載しています。

1 お子さんご家族の状況について

お住まいの地区

	山中地区	平野地区	長池地区	旭日丘地区	無回答
就学前	61.8%	25.5%	4.5%	7.6%	0.6%
小学生	61.5%	22.1%	6.2%	8.7%	1.5%

お子さんの年齢

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答
就学前	10.8%	10.8%	7.6%	16.6%	22.9%	29.9%	1.3%
	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	無回答
小学生	7.2%	11.8%	14.9%	19.0%	25.6%	20.5%	1.0%

お子さんの子育てを主に行っている方

就学前:「父母ともに」63.1% > 「主に母親」36.3% > 「主に祖父母」0.6%
 小学生:「父母ともに」61.0% > 「主に母親」33.3% > 「主に祖父母」3.6%

父母との同居の状況

就学前:「父母同居」94.3% > 「ひとり親家庭」3.2% > 「父親／母親単身赴任」2.5%
 小学生:「父母同居」89.7% > 「ひとり親家庭」8.3% > 「父親／母親単身赴任」2.1%

祖父母との同居・近居の状況

「祖父母と同居・近居している」(全体から「祖父母どちらとも同居・近居していない」、「無回答」を除いた割合)
 就学前:82.8%、小学生:82.6%

**「父母ともに」子育てを行っている人が6割以上
 「父母同居」が大半を占める、「祖父母と同居・近居している」人が8割以上**

2 お子さんの育ちをめぐる環境について

お子さんの子育てに日常的に関わっている方・施設

就学前:「父母ともに」72.0% > 「保育所」56.1% > 「祖父母」36.3%
 小学生:「父母ともに」61.0% > 「小学校」41.0% > 「母親」33.3% > 「祖父母」26.7%

お子さんの子育てに、もっとも影響すると思われる環境

就学前:「家庭」94.3% > 「保育所」68.8% > 「地域」21.0%
 小学生:「家庭」88.7% > 「小学校」75.9% > 「地域」23.1%

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

就学前:【祖父母等の親族】日常的 52.2%、緊急時もしくは用事の際 44.6%
 【友人・知人】日常的 3.8%、緊急時もしくは用事の際 15.9%
 ⇒「子どもをみてもらえる人がいる」(全体から「いずれもない」、「無回答」を除いた割合) **93.0%**
 小学生:【祖父母等の親族】日常的 57.4%、緊急時もしくは用事の際 39.0%
 【友人・知人】日常的 5.6%、緊急時もしくは用事の際 22.6%
 ⇒「子どもをみてもらえる人がいる」(全体から「いずれもない」、「無回答」を除いた割合) **94.9%**

お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無

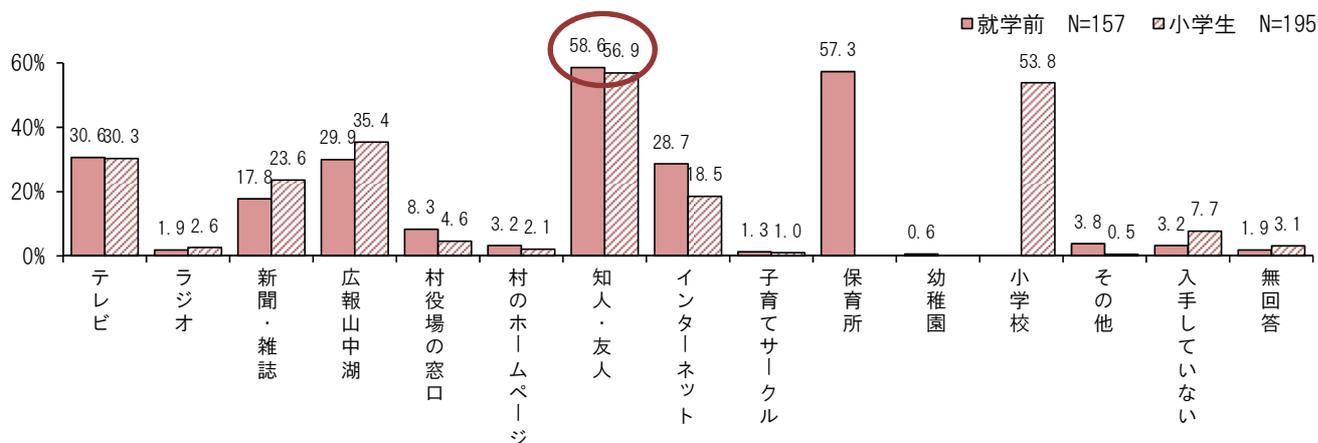
「いる／ある」*** 就学前:96.2%、小学生:91.8%

お子さんの子育てに関して気軽に相談できる人・場所 (いる／ある人のみ)

就学前:「友人や知人」84.8% > 「祖父母等の親族」80.1% > 「保育士」39.7%
 小学生:「友人や知人」86.6% > 「祖父母等の親族」78.8% > 「小学校の先生」28.5%

お子さんの子育てに関する支援情報の入手先

就学前:「知人・友人」58.6% > 「保育所」57.3% > 「テレビ」30.6%
 小学生:「知人・友人」56.9% > 「小学校」53.8% > 「広報やまなかこ」35.4% > 「テレビ」30.3%



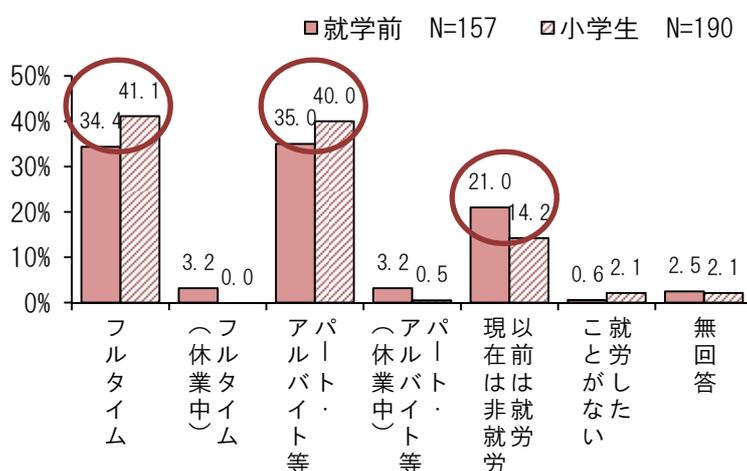
「父母ともに」子育てに日常的に関わっている人が6割以上
 親族または友人・知人に「子どもをみてもらえる人がいる」は9割以上
 相談先、情報の入手先ともに「友人・知人」が最も多い

3 保護者の就労状況について

就労状況		※休業中は、産休・育休・介護休暇中を指す					
母親	フルタイム	フルタイム (休業中)	パート・ アルバイト等	パート・ アルバイト等 (休業中)	以前は就労 現在は非就労	就労した ことがない	無回答
就学前	34.4%	3.2%	35.0%	3.2%	21.0%	0.6%	2.5%
小学生	41.1%	0.0%	40.0%	0.5%	14.2%	2.1%	2.1%

父親	フルタイム	フルタイム (休業中)	パート・ アルバイト等	パート・ アルバイト等 (休業中)	以前は就労 現在は非就労	就労した ことがない	無回答
就学前	97.4%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%
小学生	94.0%	0.5%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	4.4%

図：母親の就労状況



【母親】フルタイムへの転換希望 (パート・アルバイト等で就労している方のみ)

就学前:「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」66.7%
 > 「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」21.7%
 小学生:「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」74.0%
 > 「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」15.6%

【母親】就労したいという希望 (就労していない方のみ)

就学前:「1年より先に就労したい」47.1% > 「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」32.4%
 > 「子育てや家事などに専念したい」20.6%
 小学生:「1年より先に就労したい」45.2% > 「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」29.0%
 > 「子育てや家事などに専念したい」22.6%

【母親】希望する就労形態 (すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい方のみ)

就学前:「パート・アルバイト等」63.6% > 「フルタイム」36.4%
 小学生:「パート・アルバイト等」66.7% > 「フルタイム」33.3%

**就労している母親は、就学前 約7割、小学生 約8割
 現在就労していなくても、7~8割はいずれ就労を希望している**

4 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について(就学前のみ)

定期的な教育・保育事業の利用状況

「利用している」80.9% > 「利用していない」19.1%

⇒ 「利用している」 *** 0歳 29.4%、1歳 35.3%、2歳 83.3%

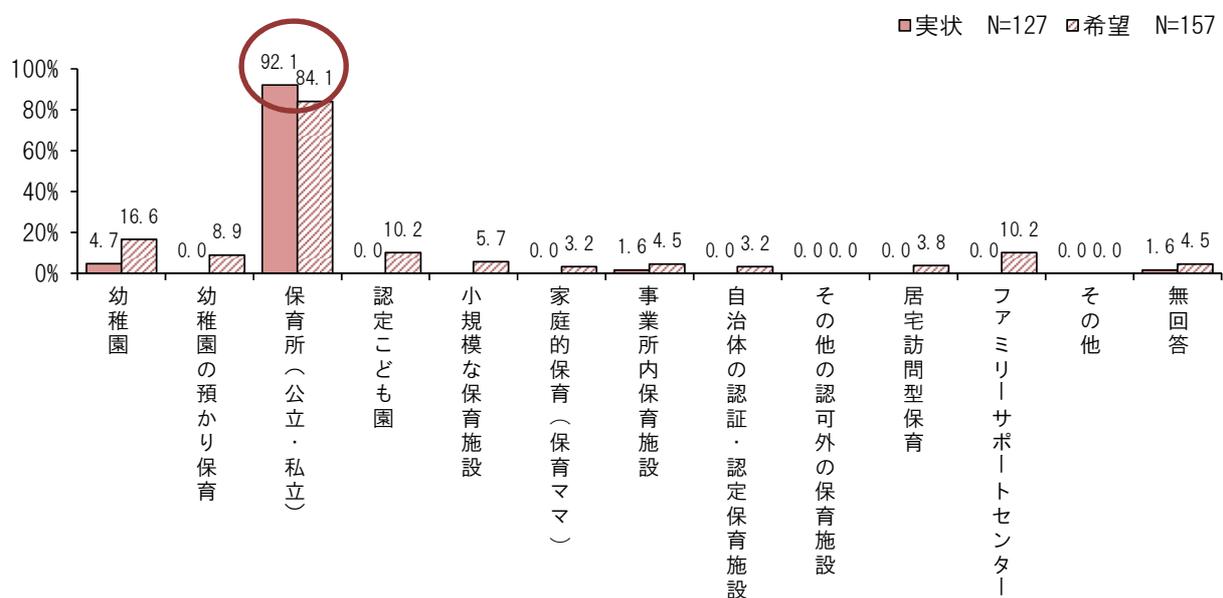
3歳 92.3%、4歳 100.0%、5歳 95.7%

利用している教育・保育事業 (利用しているのみ)

平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業

実状:「保育所(公立・私立)」92.1% > 「幼稚園」4.7% > 「事業所内保育施設」1.6%

希望:「保育所(公立・私立)」84.1% > 「幼稚園」16.6% > 「認定こども園」、「ファミリーサポートセンター」10.2%



利用している教育・保育事業の実施場所 (利用している人のみ)

教育・保育事業を利用したい場所

実状:「山中湖村内」87.4% > 「山中湖村外」4.7%

希望:「山中湖村内」89.2% > 「山中湖村外」5.7%

定期的な教育・保育事業の利用をしていない理由 (利用していない人のみ)

「子どもがまだ小さいため」70.0% > 「利用する必要がない」46.7%

> 「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」20.0%

⇒利用を始めようと思うお子さんの年齢 *** 「3歳」52.4% > 「4歳」19.0% > 「2歳」14.3%

**3歳以上における定期的な事業の利用が9割以上
実状、希望ともに「保育所」が多いが、
希望が実状を上回るのは「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、
「認定こども園」、「ファミリーサポートセンター」**

5 地域の子育て支援事業の利用状況について(就学前のみ)

地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」86.6% > 「地域子育て支援拠点事業」11.5%

事業の認知状況・利用状況・満足度・利用意向

認知状況			利用状況		
第1位	図書館	93.0%	第1位	図書館	70.1%
第2位	つどいの広場	87.3%	第2位	つどいの広場	64.3%
第3位	いきいき健康課の 窓口・相談サービス	56.7%	第3位	両親学級、育児学級	29.9%
第4位	両親学級、育児学級	51.0%	第4位	いきいき健康課の 窓口・相談サービス	17.8%
第5位	家庭教育に関する学級・講座	14.0%	第5位	家庭教育に関する学級・講座	5.7%

満足度 (利用したことがある人のみ・5点満点)			利用意向		
第1位	家庭教育に関する学級・講座	4.43点	第1位	図書館	79.0%
第2位	図書館	4.28点	第2位	いきいき健康課の 窓口・相談サービス	52.9%
第3位	いきいき健康課の 窓口・相談サービス	4.17点	第3位	つどいの広場	49.7%
第4位	両親学級、育児学級	3.97点	第4位	家庭教育に関する学級・講座	47.8%
第5位	つどいの広場	3.87点	第5位	両親学級、育児学級	39.5%

**地域子育て支援拠点事業を利用している人は約1割
「図書館」は認知状況、利用状況、利用意向において第1位で、
満足度も4.28点と高い**

6 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について

(就学前のみ)

土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日:

「利用する必要はない」52.2% > 「月に1~2回は利用したい」33.1% > 「ほぼ毎週利用したい」14.0%

日曜・祝日:

「利用する必要はない」57.3% > 「月に1~2回は利用したい」22.9% > 「ほぼ毎週利用したい」4.5%

土曜日、日曜・祝日に「利用する必要はない」は半数以上

7 病気の際の対応について(就学前のみ)

1年間に、病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかったこと

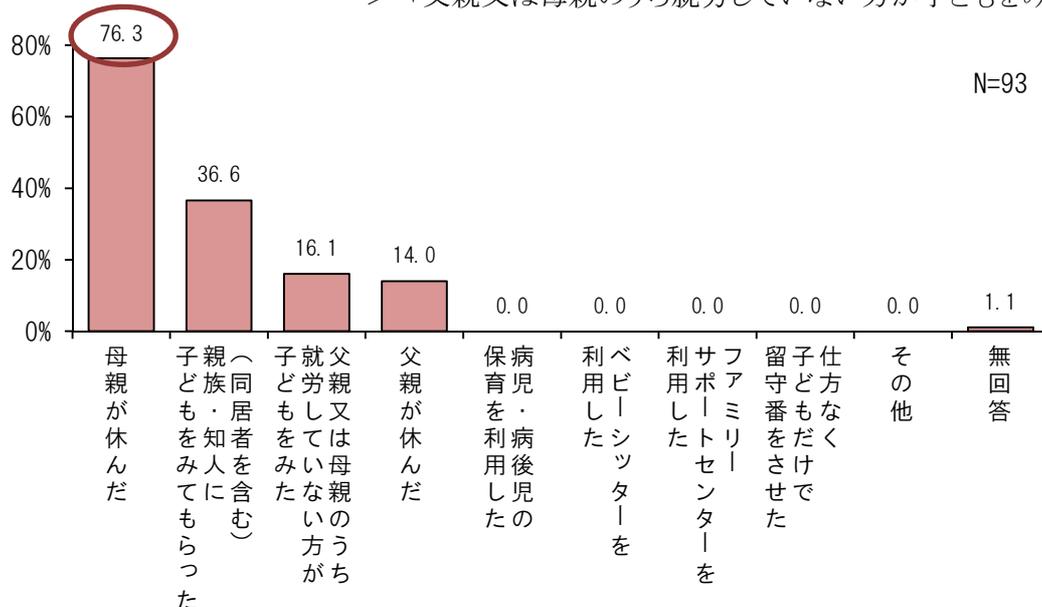
(平日の定期的な教育・保育事業を利用している人のみ)

「あった」73.2% > 「なかった」24.4%

対処方法 (あった人のみ)

「母親が休んだ」76.3% > 「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」36.6%

> 「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」16.1%



「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と思ったか

(父親/母親が休んだ人のみ)

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」、「利用したいとは思わない」50.0%

望ましい事業形態

(できれば病児・病後児保育施設等を利用したい人のみ)

「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」69.4%

> 「幼稚園や保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業」61.1%

病児・病後児保育施設等を利用したいと思わない理由

(利用したいとは思わない人のみ)

「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」52.8% > 「親が仕事を休んで対応する」50.0%

> 「他の病児と一緒に過ごすため、感染する可能性があり、不安」27.8%

「できれば父母のいずれかが仕事を休んでみたい」と思ったか

(親族・知人等が子どもをみた人のみ)

「できれば仕事を休んで看たい」67.6% > 「休んで看ることは非常に難しい」17.6%

**「母親が休んだ」が主な対処方法
病児・病後児保育施設等の利用意向は半数ずつ**

8 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

(就学前のみ)

私用等の目的で不定期的に利用している事業

「利用していない」92.4% ⇒ 利用していない理由:「特に利用する必要がない」75.2%

私用等の目的で事業を利用する必要

「利用する必要はない」64.3% > 「利用したい」29.9%

保護者の用事により、お子さんを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないこと

「なかった」70.7% > 「あった」24.8%

対処方法 (あった人のみ)

「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」94.9% > 「仕方なく子どもを同行させた」17.9%

その場合の困難度 ((同居者を含む)親族・知人にみてもらった人のみ)

「特に困難ではない」59.5% > 「どちらかという困難」29.7% > 「非常に困難」8.1%

不定期の利用は1割未満、「利用したい」は約3割

9 小学校就学後の放課後の過ごし方について(就学前・5歳のみ)

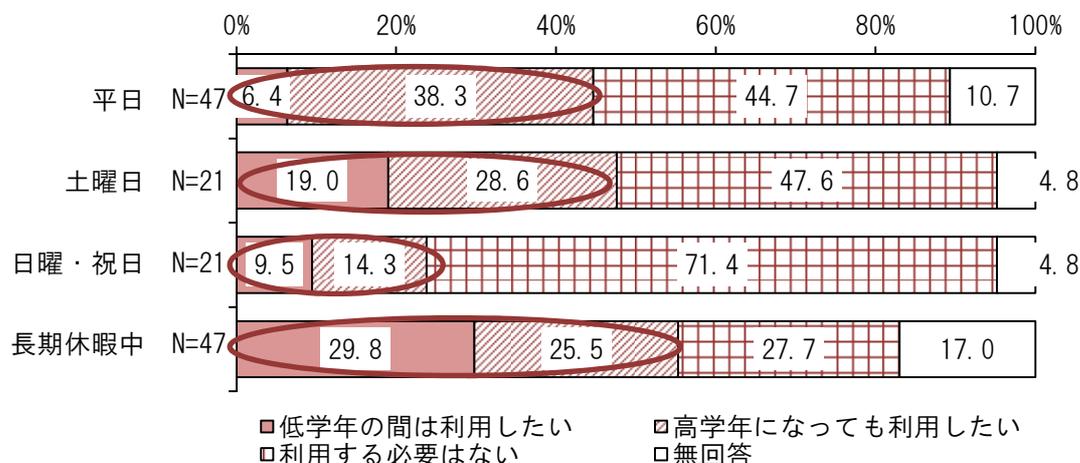
放課後の過ごし方

低学年:「自宅」51.1% > 「習い事」44.7% > 「放課後児童クラブ」42.6%

高学年:「自宅」、「習い事」57.4% > 「放課後児童クラブ」38.3%

放課後児童クラブの利用希望

(土曜日、日曜・祝日は平日に放課後児童クラブを希望した人のみ)



「自宅」、「習い事」、「放課後児童クラブ」の割合が高い
平日、土曜日は4割以上、日曜・祝日は2割以上、長期休暇中は半数以上が
「利用したい」(「低学年の間は利用したい」+「高学年になっても利用したい」)

10 放課後児童クラブの利用状況・利用意向について(小学生のみ)

放課後児童クラブの利用状況 (6～8歳のみ)

「利用していない」53.0% > 「利用している」47.0%
 ⇒ 「利用している」***6歳 50.0%、7歳 43.5% 8歳 48.3%

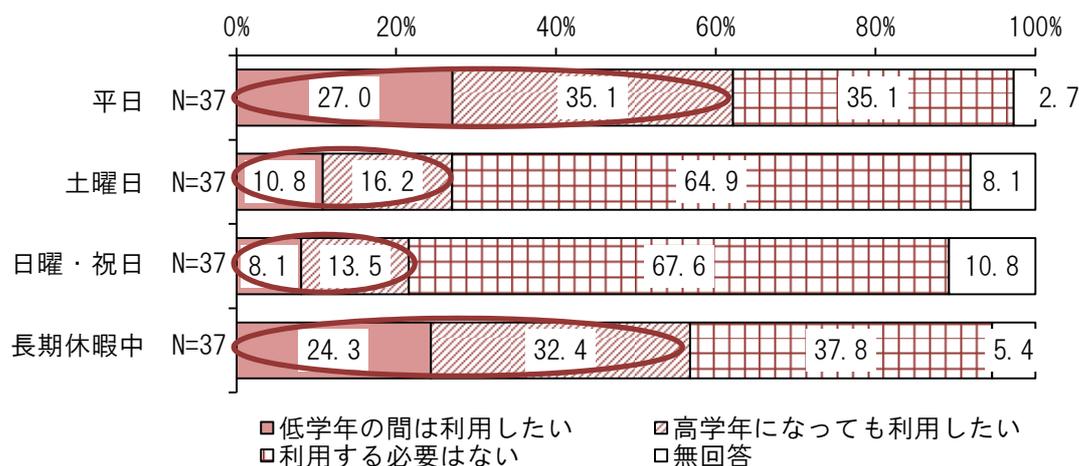
日別の放課後児童クラブを利用状況 (利用している人のみ)

「利用している」*** 平日:83.9%、土曜日:0.0%、長期休暇中:93.5%

放課後児童クラブを利用していない理由 (利用していない人のみ)

「家族や親族の中に世話をしてくれる人がいるから」54.3%
 > 「放課後児童クラブが近くにないから」20.0%
 > 「母親または父親が就労していないため、利用する必要がないから」17.1%

来年度以降の放課後児童クラブの利用希望 (6～7歳のみ)



**放課後児童クラブを「利用している」は4割以上
 年齢別では6歳において半数が「利用している」
 現在1～2年生の半数以上が、来年度以降 平日、長期休暇中に
 「利用したい」(「低学年の間は利用したい」+「高学年になっても利用したい」)**

11 育児休業など職場の両立支援制度について(就学前のみ)

育児休業に関連した制度(育児休業給付、保険料免除)の認知状況

「育児休業給付のみ知っていた」35.7% > 「いずれも知らなかった」31.2%
 > 「いずれも知っていた」24.8%
 ⇒ 「育児休業給付を知っていた」(「いずれも知っていた」+「育児休業給付のみ知っていた」) 60.5%
 「保険料免除を知っていた」(「いずれも知っていた」+「保険料免除のみ知っていた」) 28.6%

育児休業の取得状況

母親:「働いていなかった」42.7% > 「取得していない」30.6% > 「取得した」26.1%
 父親:「取得していない」87.5% > 「働いていなかった」2.0%

母親の育児休業取得後の職場復帰 (取得した人のみ)

母親:「育児休業取得後、職場に復帰した」87.8% > 「現在も育児休業中である」12.2%

母親の職場復帰のタイミング (育児休業取得後、職場に復帰した人のみ)

母親:「年度初め以外だった」80.6% > 「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」16.7%

**「保険料免除を知っていた」が3割未満と少ない
 母親の2割以上が育児休業を「取得した」**

12 子育てに関する一般的な事項について

山中湖村の子育て環境や支援の満足度(1~5の5段階評価)

就学前:「ふつう」(「3」) 40.1% > 「満足している」(「4」+「5」) 31.8%
 > 「満足していない」(「1」+「2」) 22.9% ⇒ 平均点 3.04点
 小学生:「ふつう」(「3」) 46.2% > 「満足していない」(「1」+「2」) 27.6%
 > 「満足している」(「4」+「5」) 23.1% ⇒ 平均点 2.89点

今後、山中湖村の子育て環境をさらによくしていくために重要と思われるもの

就学前:「保育所にかかる費用負担を軽減して欲しい」59.2%
 「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」58.6%
 「児童手当制度の充実や税制度での優遇など、経済的な支援の充実」54.8%
 小学生:「児童手当制度の充実や税制度での優遇など、経済的な支援の充実」64.1%
 「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」53.3%
 「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」39.0%

**就学前の方が子育て環境や支援に対する満足度はやや高い
 就学前・小学生ともに「子連れで楽しめる場所」、「経済的な支援」が多い
 就学前は「保育費用の軽減」、小学生は「医療機関の整備」が多い**

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成対策推進法」に位置づけられた行政計画で、本村の子どもの健全な育成や子育て支援全般の充実を目指しており、中長期的な視点で推進していく必要があります。

また、これまでの本村の子育て支援計画である「山中湖村 次世代育成支援地域行動計画（前期・後期）」で掲げてきた基本理念【げんきに生まれ育つ やまなかこっ子計画】は、本村における子どもの育ちや子育てを支援する上での不変的なものであるため、今回策定する「山中湖村 子ども・子育て支援事業計画」においても、その考え方を継承します。

～ 基本理念 ～

“げんきに生まれ育つ やまなかこっ子計画”

本計画は、子どもが健やかにげんきに成長できるよう、家庭や地域、学校、保育所などが、子どもが何を求めているのか、子どもにとって何が必要なのかを考え、子どもたちの権利が尊重される子育て支援社会を構築していくことを目的としています。そして、その子どもたちを育てる父親や母親、これから子どもを生み育てる次世代の親が、子育てに対する喜びを実感することができ、また、子育ての意義について理解を深めることができるように地域全体で支援することを目指しています。

2 計画の基本的な視点

国は、次世代育成支援対策推進法に係わる行動計画策定指針において、新たに“結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点”を加えた以下の10項目を、計画の基本的な視点としています。

【国の策定指針に基づく基本的な視点】

1. 子どもの視点
2. 次代の親づくりという視点
3. サービス利用者の視点
4. 社会全体による支援の視点
5. 仕事と生活の調和実現の視点
6. 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点 ※ 新たに追加された視点
7. すべての子どもと家庭への支援の視点
8. 地域における社会資源の効果的な活用の視点
9. サービスの質の視点
10. 地域特性の視点

本計画においても、これらの視点を十分に踏まえるとともに、山中湖村独自の方向性として以下の視点を追加して、計画の策定、及びそれぞれの取り組みを推進していきます。

【山中湖村 子ども・子育て支援計画において大切にすべき視点】

1. **すべての子どもがげんきに育つこと(個人)**
2. **すべての親がゆと리를持て安心して子育てできること(家族)**
3. **地域全体でみんなが子育てを温かく見守ること(社会)**

3 施策の体系

基本目標1 地域におけるすべての子育て家庭への支援

1 地域の教育・保育の場 及び 子育て支援事業の充実

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ① 地域子育て支援拠点(つどいの広場)事業 | ② ファミリーサポートセンター事業 |
| ③ 一時保育事業 | ④ 病児保育・病後児保育事業 |
| ⑤ 未就園児の親子との交流の推進 | ⑥ 放課後児童クラブ |
| ⑦ 児童館の設置 | ⑧ 多様な保育需要に応じた保育サービスの提供 |
| ⑨ 保育サービスに関する積極的な情報提供 | ⑩ 保育サービスの質の向上 |
| ⑪ 保育料の軽減 | |

2 子育て支援の情報提供とネットワークづくり

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 子育て支援サービスの情報提供 | ② 子育てガイドブックの作成・配布 |
| ③ 子育て支援ネットワークの形成 | ④ 子育てグループ等への支援 |
| ⑤ 子育てサポーターの活動の場の拡大 | ⑥ ブックスタート事業 |

基本目標2 きめ細かい取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ① ひとり親家庭等に対する支援体制の充実

2 障害児施策の充実

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ① 障害の原因となる疾病等の早期発見・治療の推進 | ② 障害児に対する適切な医療、リハビリの提供 |
| ③ 障害福祉サービスの充実 | ④ 障害児保育の充実 |

3 児童虐待防止対策の充実

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ① 児童虐待防止ネットワーク体制の強化 | ② 妊娠期から継続した相談・支援体制の整備 |
|---------------------|-----------------------|

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立に向けた支援

1 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）実現のための働き方の見直し

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ① ワークライフバランスに関する広報・啓発 | ② 育児休業制度の活用促進 |
| ③ 男女共同参画意識の啓発・広報活動の推進 | |

基本目標4 健やかに生み育てるための支援

1 子どもや母親の健康の確保

- | | |
|---------------|------------------|
| ① 妊婦保健事業 | ② 両親学級 |
| ③ 家庭訪問支援事業 | ④ 乳幼児健康診査・健康相談 |
| ⑤ 乳幼児の歯の健康づくり | ⑥ 子どもの事故予防のための啓発 |
| ⑦ 予防接種 | ⑧ ウェルカム事業 |

2 「食育」の推進

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ① 妊婦を対象とした食育事業 | ② 乳児とその保護者を対象とした食育事業 |
| ③ 幼児とその保護者を対象とした食育事業 | ④ 保育所・小中学校での食育事業 |
| ⑤ 地域での食育対策 | |

3 思春期保健対策の充実

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ① 思春期保健対策 | ② 性の逸脱行動の問題等についての教育・啓発 |
| ③ 心のケアに関する体制の整備 | |

4 小児医療の充実

- | | |
|-----------|---------------|
| ① 小児医療の充実 | ② 小児救急医療体制の整備 |
|-----------|---------------|

基本目標5 親と子がともに学び育つ環境づくりのための支援

1 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| ① きめ細かな指導の充実 | ② 外部の人材の協力による学校の活性化 |
| ③ 子どもの心に響く道徳教育の充実 | ④ 運動部活動への外部指導者の活用 |
| ⑤ 適切な生活習慣等を身につけるための健康教育の推進 | ⑥ 特色ある学校づくりの推進 |
| ⑦ 教員の質の向上 | ⑧ 地域と学校の連携による多様な体験活動の推進 |
| ⑨ 安全管理に関する取り組み | ⑩ 保育所と小学校の連携体制の構築 |
| ⑪ 教育環境の整備 | ⑫ 学校における英語教育の推進 |

2 家庭や地域の教育力の向上

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ① 家庭教育に関する学習機会や情報の提供 | ② 高齢者との世代間交流の推進 |
| ③ 自然体験活動・体験活動の機会の充実 | ④ 子どもたちのスポーツ環境の整備 |
| ⑤ 公民館、文学館、情報創造館の利用促進 | ⑥ 地域資源を活用した交流事業の推進 |
| ⑦ 地域における国際交流の推進 | |

3 次世代の親の育成

- ① 中・高校生等が乳幼児とふれあう機会の充実

基本目標6 すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくりの支援

1 子どもの安全を確保するための活動の推進

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ① 交通安全教育の充実 | ② スクールゾーン内の時間帯車両規制の周知徹底 |
| ③ チャイルドシートの普及促進 | ④ 地域住民による防犯活動 |
| ⑤ 青少年の非行防止の取り組み | ⑥ 着衣水泳講習会の開催 |

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- | | |
|---------------------------|------------|
| ① 子どもを犯罪等から守るための情報提供 | ② 防犯講習会の実施 |
| ③ 「こども110番の家」等の防犯ボランティア活動 | |

3 被害にあった子どもの保護の推進

- ① 被害にあった子どもや保護者に対するカウンセリング

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- | | |
|-------------|--------------|
| ① 有害環境浄化の推進 | ② 情報モラル教育の推進 |
|-------------|--------------|

5 子育てにやさしい安全・安心なまちづくりの推進

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ① 安全な道路交通環境の整備 | ② 公共施設等のバリアフリー化の推進 |
| ③ 「子育てバリアフリーマップ」の作成 | |

第4章 施策の展開

基本目標1 地域におけるすべての子育て家庭への支援

1 地域の教育・保育の場 及び 子育て支援事業の充実

全国的に待機児童が問題となっているように、教育・保育の場へのニーズは高くなっています。その理由の1つには、女性の社会進出と核家族化の進行が挙げられます。女性も働きに出て、祖父母と同居していない場合には、日中の教育・保育のために幼稚園や保育園などの教育・保育の場に子どもを預ける必要があるからです。また、女性の働き方も多様になっていることから、それに合わせられるような、教育・保育のサービス提供日数や時間、曜日などの柔軟な対応も求められています。一方、専業主婦として、日中子どもの世話をすることができる場合でも、緊急時や用事がある時、息抜きをしたい時に、一時的に子どもを預かってくれる場があることは非常に心強いものです。また、子育てに関する不安や悩みを相談できる場や他の親子と交流できる場を提供し、親子の孤立や閉じこもりを防ぎます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 地域子育て支援拠点(つどいの広場)事業		いきいき健康課	継続実施
事業内容	地域における子育て支援の拠点として、子育て中の親子が気軽に集い、子どもを遊ばせながら仲間づくりを行う場を提供するとともに、子育てについての様々な不安・悩みなどに対する相談・援助を行います。【山中保育所内 つどいの広場「じゃんけんぼん」】		
今後の方向性	相談内容の多様化に対応できるよう、スタッフのさらなる質的向上を図るため、研修会・勉強会等への参加を図るとともに、乳幼児健診家庭訪問において、また、乳幼児健診の通知とともに、つどいの広場のチラシを0歳児から3歳児がいる全世帯に配布するなどして、孤立している親子の参加を促進します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② ファミリーサポートセンター事業		いきいき健康課	新規
事業内容	子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、保育所までの送迎、保育所終了後や買い物等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行います。		
今後の方向性	親の就業が増加するとともにニーズも高くなると思われるので、本村で設置することが厳しい場合には、近隣市町村と連携していけるよう努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 一時保育事業		いきいき健康課	継続実施
事業内容	普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育します。		
今後の方向性	一時保育専門の保育士の確保を図り、安心して何時でも対応できるよう、受け入れ体制の充実に努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 病児保育・病後児保育事業		いきいき健康課	継続実施
事業内容	保育所等へ通所中の児童が発熱等の急な病気となった場合、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペースや当該児童が通う保育所等において、病児・病後児保育を行います。		
今後の方向性	子育て支援の必要性が高く、村民のニーズもみられるため、近隣の市町村と連携しながら、広域的な対応を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑤ 未就園児の親子との交流の推進		いきいき健康課	継続実施
事業内容	安全な遊び場やふれあいの場として、園庭や園舎を開放（時期限定 毎月1回）し、読み聞かせや健康相談などを実施して、未就園児やその保護者の方々との交流を推進します。		
今後の方向性	子育てサポーターの活動の場としても活用していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑥ 放課後児童クラブ		いきいき健康課	拡充
事業内容	昼間保護者がいない家庭等の子どもたちが安全で豊かな放課後を過ごすために、放課後児童クラブ（くじらっこクラブ）を、地域の理解と協力のもとに実施しています。		
今後の方向性	山中小学校の放課後児童クラブでの受け入れを含め、東小学校児童のための放課後児童クラブの実施を検討していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分								
⑦ 児童館の設置		いきいき健康課	継続実施								
事業内容	子どもが気軽に集まれる場としての児童館の設置について検討します										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値 (H26年度)</th> <th>実績値 (H26年度)</th> <th>達成度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童館の設置</td> <td>1か所</td> <td>0か所</td> <td>未達成</td> </tr> </tbody> </table>	項目	目標値 (H26年度)	実績値 (H26年度)	達成度	児童館の設置	1か所	0か所	未達成		
項目	目標値 (H26年度)	実績値 (H26年度)	達成度								
児童館の設置	1か所	0か所	未達成								
今後の方向性	場所を確保し、開所できるよう取り組んでいきます。										

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑧ 多様な保育需要に応じた保育サービスの提供		いきいき健康課	継続実施
事業内容	フルタイム就業の共働き世帯等における児童の送迎時間帯の利便性を考慮し、また、保育時間の延長の需要にも対応するため、延長保育を実施します。 また、0～2歳児の低年齢児の受け入れを促進し、適切に保育します。		
今後の方向性	的確にニーズの把握に努め、それに対応できる受け入れ体制の整備を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑨ 保育サービスに関する積極的な情報提供		いきいき健康課	継続実施
事業内容	村のホームページにおける各保育所の紹介や「広報やまなかこ」における子育て支援コーナー（つどいの広場じゃんけんぼん）など、村の保育サービスに関する情報提供を積極的に行います。		
今後の方向性	より分かりやすい情報提供に努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑩ 保育サービスの質の向上		いきいき健康課	継続実施
事業内容	保育サービスの質の向上のため、保育所施設利用者の苦情のみならず、意見・要望にいたるまで広く受け入れを行い、その対応についても、文書または保育所内への掲示等でわかりやすく周知を行います。		
今後の方向性	苦情処理のシステムについては、より良い福祉サービスを目指し、今後も継続実施します。また、福祉サービスに対する第三者評価の導入については、評価の公表が前提とされていることも踏まえ、その影響も大きいことから、すでに評価を行った施設の現状など細かく情報収集を行い、その利点と不利益も含め、評価の取り組みや事業の推移を見守り、慎重に検討していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分							
⑪ 保育料の軽減		いきいき健康課	継続実施							
事業内容	子育て家庭への経済的支援として、第三子以降の保育料免除を実施し、保護者の子育てにかかる費用負担の軽減を図ります。									
	【後期計画で掲げた目標値】 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標 (H26年度)</th> <th>実績 (H26年度)</th> <th>達成度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育料全体の軽減</td> <td>対象児童の拡大等による保育料全体の軽減</td> <td>第三子以降は保育期間制限なく、平成27年度から保育料免除に</td> <td>平成27年度に達成</td> </tr> </tbody> </table>			項目	目標 (H26年度)	実績 (H26年度)	達成度	保育料全体の軽減	対象児童の拡大等による保育料全体の軽減	第三子以降は保育期間制限なく、平成27年度から保育料免除に
項目	目標 (H26年度)	実績 (H26年度)	達成度							
保育料全体の軽減	対象児童の拡大等による保育料全体の軽減	第三子以降は保育期間制限なく、平成27年度から保育料免除に	平成27年度に達成							
今後の方向性	第三子以降の保育料免除を継続的に実施していきます。									

2 子育て支援の情報提供とネットワークづくり

インターネットが普及し、容易に様々な情報を入手できる時代になりましたが、子育て中は、子どもの世話で手一杯であり、情報収集の時間がとりにくいということもよくあります。しかし、子育てに関する情報の中には、親の負担の軽減を図るための子育て支援サービスをはじめとして、予防接種や子育てサークルなどの情報もあり、広い周知が求められる情報もあることから、ホームページに情報を集約したり、広報に掲載したり、子育てガイドブックを配布することで、手軽に情報収集ができるように努めていきます。また、一体的な子育て支援を提供するために、家庭や教育・保育施設、子育てサークル、関連機関などが連携する子育て支援ネットワークの形成・充実に取り組んでいきます。あわせて、子育てグループや子育てサポーターの支援・育成を通じ、身近な場所で親が交流や相談の機会を持つことができるようにしていきます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 子育て支援サービスの情報提供		いきいき健康課	継続実施
事業内容	地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し、子育て支援ホームページや「広報やまなかこ」における子育てコーナーを通じて、子育て全般についての情報提供やケースマネジメントなどの支援を行います。		
今後の方向性	より分かりやすく、より多くの村民が利用できるよう、子育て支援に関する情報収集・提供に努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 子育てガイドブックの作成・配布		いきいき健康課	継続実施
事業内容	各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知され、利用の向上が図れるよう、子育てガイドブックを作成し、配布します。		
今後の方向性	各種情報について、継続的な更新を行います。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 子育て支援ネットワークの形成		いきいき健康課	継続実施
事業内容	地域における子育て支援の推進を図るために、家庭・学校・保育所・子育てサークル・関係機関・関係団体等が連携し、情報を共有化し、一体となって総合的な子育て支援づくりを進めていくことのできるネットワークを形成します。		
今後の方向性	リーダー的な人材を育成し、保育所が中心となって形成していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 子育てグループ等への支援		いきいき健康課	継続実施
事業内容	村内で自主的に活動している子育てサークル等の活動の場づくりを進め、サークル相互の交流やネットワークづくりを支援します。		
今後の方向性	子育てサークルの実態を把握し、活動の場を提供していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分								
⑤ 子育てサポーターの活動の場の拡大		いきいき健康課	継続実施								
事業内容	<p>地域で子育て家庭を応援する子育てボランティアである子育てサポーター（登録制）が、村の各事業に参加して子育てのサポートを実践していきます。</p> <p>【後期計画で掲げた目標値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値 (H26年度)</th> <th>実績値 (H26年度)</th> <th>達成度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育てサポーターの育成と活動機会の提供</td> <td>年5名 活動機会の拡大</td> <td>7名（見込値）</td> <td>達成</td> </tr> </tbody> </table>			項目	目標値 (H26年度)	実績値 (H26年度)	達成度	子育てサポーターの育成と活動機会の提供	年5名 活動機会の拡大	7名（見込値）	達成
項目	目標値 (H26年度)	実績値 (H26年度)	達成度								
子育てサポーターの育成と活動機会の提供	年5名 活動機会の拡大	7名（見込値）	達成								
今後の方向性	子育てサポーターの活動の場の拡大に努めます。										

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑥ ブックスタート事業		いきいき健康課	継続実施
事業内容	関係機関との連携のもと、毎月、4か月児健康診査を受診する親子に読み聞かせを行い、交流を深めるとともに、絵本をプレゼントすることで、絵本のぬくもりを伝えます。		
今後の方向性	継続して、実施していきます。		

基本目標2 きめ細かい取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

平成23年度の全国のひとり親家庭は、146.1万世帯（母子世帯123.8万世帯、父子世帯22.3万世帯）となっており、ひとり親家庭の8割以上が母子世帯となっています。また、全体の7割以上が、離婚を原因としています。（厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」）本村の離婚件数は毎年10件前後で推移しており、件数としては多くありません。しかし、ひとり親家庭が抱えやすいとされている子育てや生活に関する不安や悩みや、子どもに与える影響を考えると、支援していかなければならないことは明らかです。特に母子世帯は、安定した職に就きにくい傾向にあることから経済的に困窮しやすく、経済的な支援を必要とする家庭が多くなっています。また、慣れない家事・子育てと仕事との両立を難しいと感じる父子世帯もあり、家庭のニーズに合った支援の提供が必要とされています。子どもに対しては、学校と連携し、不安定になりがちな情緒面のケアに取り組んでいきます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① ひとり親家庭等に対する支援体制の充実		いきいき健康課	継続実施
事業内容	母子相談員及び母子寡婦福祉会による相談や家庭訪問による助言・指導を実施するとともに、「広報やまなかこ」やホームページにおいて、ひとり親家庭に対する様々な支援に関する情報提供を行います。		
今後の方向性	医療費助成や児童扶養手当の対象にならない人にも、他の方法による支援ができないか検討していきます。		

2 障害児施策の充実

障害によって区別されることなく、障害のある人もない人も、社会の一員として充実した生活を送ることができる社会が望ましいという、ノーマライゼーションの考え方があります。このような社会を実現するためには、障害のある人一人ひとりに合わせたきめ細かな支援を提供することはもちろんのこと、すべての人が障害への理解を深める必要があります。また、障害や発達の遅れは、早期発見し、早期治療・療育を始めることが大切であることから、健康診査などのあらゆる機会を利用した早期発見に努めていきます。さらに、障害や発達の遅れがあっても、必要な教育を受けられる機会を持てるよう、職員の適正な配置や職員の資質向上に取り組んでいきます。加えて、子どもの頃から、定期的に障害のない子どもとの交流の機会を設けるなど、早い時期からノーマライゼーションの意識の醸成を推進していきます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 障害の原因となる疾病等の早期発見・治療の推進		いきいき健康課	継続実施
事業内容	母子健康手帳交付時、各種乳幼児健診時などあらゆる機会において、障害の原因となる疾病等の早期発見に努め、早期の治療・療育につなげることができるよう支援します。		
今後の方向性	継続実施することで、疾病の早期発見に努めていきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 障害児に対する適切な医療、リハビリの提供		いきいき健康課	継続実施
事業内容	関係機関との連携・協力のもと、適切な時期に関わり、保護者が子どもの現状を理解し、その子どもにとってよい方向性でリハビリテーションができるよう相談・支援等の事後指導を行います。		
今後の方向性	現状どおり、適時指導をしていきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 障害福祉サービスの充実		いきいき健康課	継続実施
事業内容	障害を持つ児童ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう居宅介護や児童デイサービスなど障害福祉サービスの提供体制を整備します。		
今後の方向性	現状どおり、近隣の施設を利用しつつ、サービスの提供を行っていきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 障害児保育の充実		いきいき健康課	継続実施
事業内容	保育所において、集団生活が可能な障害のある児童を受け入れ、健常児と同程度の保育等を実施することにより、当該障害児の福祉の向上を図ります。		
今後の方向性	引き続き受け入れをしていきます。		

3 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもに認められている「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」の妨害と言える行為です。これらの権利は、子どもの権利条約において国際的に認められた子どもの基本的な人権を保障するためのものであり、いかなる場合においても妨害することは許されていません。あわせて、児童虐待が子どもの心に一生にわたり深刻な傷を残す行為であることも踏まえると、喫緊に解決しなければならない重大な事案とも言えます。解決に向けた動きとしては、子育てに関する不安・悩みの軽減を目的に、相談体制の充実を図り、虐待の発生抑制に努めます。加えて、児童虐待防止法により定められている、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告義務について周知を図ります。また、被害を受けた子どもの保護体制を充実させ、医療・福祉・保健・教育の関連機関や警察と連携しながら、立ち直りを支援していきます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 児童虐待防止ネットワーク体制の強化		いきいき健康課	継続実施
事業内容	福祉、医療、保健、教育、警察などの地域の関係機関等で構成された要保護児童安全対策協議会（山中湖村安心子育て協議会）の運営を強化し、児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を講じます。		
今後の方向性	児童虐待が発生した場合、速やかに対応できるよう、また、適切な連携がとれるよう会議等で確認していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 妊娠期から継続した相談・支援体制の整備		いきいき健康課	継続実施
事業内容	乳児家庭訪問全戸訪問、養育家庭訪問事業により、母親の育児不安解消や児童虐待発生予防の早期介入に努めるとともに、乳幼児健診時にも個別に相談・支援を行います。また、子育て支援センターやつどいの広場などでも、随時、子育ての悩みや不安の軽減を図るための相談や助言等を行います。		
今後の方向性	各関係機関の一層の連携強化を図り、相談体制の充実に努めます。		

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立に向けた支援

1 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)実現のための働き方の見直し

核家族化とともに女性の社会進出が進み、子どもを預けて、両親ともに働きに出る家庭が多くなっています。しかし、年代や地域などによっては、男性は仕事、女性は家事・子育てを担うといった性別による役割分担の意識が根強く残っています。現在政府が取り組んでいる「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)」は、性別に捉われることなく、ライフステージにあった、仕事と生活(家事・子育て、地域活動など)のバランスを選択し、実現できる社会のことで、この社会を実現するためには、まず「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)」や男女共同参画についての情報提供ならびに啓発を行い、徐々に性別による役割分担の意識を払拭する必要があります。また、父親の育児休業制度の利用率が低迷していることから、職場の意識改善を促し、母親はもちろんのこと、父親の育児休業制度の活用を促進していきます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① ワークライフバランスに関する広報・啓発		総務課	継続実施
事業内容	男女が対等な責任を持って仕事と家庭の両立ができる環境を目指し、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)等に関わる関係各法や制度の周知を行います。		
今後の方向性	継続的に情報を提供することで、より一層の啓発を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 育児休業制度の活用促進		総務課	継続実施
事業内容	国や県と連携しながら、育児休業制度や関連機関が実施している奨励制度等について、村民ならびに村内事業所への周知を図り、女性はもとより男性に対しても育児休業制度の活用促進を働きかけます。		
今後の方向性	継続的に周知を行い、積極的に育児休業制度の取得を進めていきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 男女共同参画意識の啓発・広報活動の推進		総務課	継続実施
事業内容	「広報やまなかこ」において、男女共同参画に関するテーマ記事を掲載するとともに、研修会や講座など、様々な機会や広報手段をとし啓発活動を行っています。		
今後の方向性	「広報やまなかこ」やインターネットを通し、男女共同参画に関する啓発情報を提供するとともに、効果的でわかりやすい掲載に努めます。		

基本目標4 健やかに生み育てるための支援

1 子どもや母親の健康の確保

子どもの健やかな成長を支援するためには、医療・福祉・保健・教育の関連機関との連携による一体的な支援が必要となります。妊娠・出産は、母子ともに命の危険性があるため、妊娠期から一貫した医学的管理やストレスや不安の軽減に向けた支援を提供することで、できる限り安心・安全に出産に臨めるよう支援していきます。出産後は、月齢や年齢に合わせた乳幼児健診を行い、子どもの成長の程度や健康状態の定期的な把握を行っていきます。あわせて、この機会を利用し、障害・発達の遅れの早期発見に努め、適切な治療・療育が受けられるように関係機関との連携を図っていきます。さらに、健診や各種教室、訪問事業を通じ、親が子育てや子どもの成長に対する不安や悩みについて相談したり、子育てに関する情報を収集したりできる場を設けることで、子育ての過度なストレスや産後うつ、児童虐待などの予防に努めていきます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 妊婦保健事業		いきいき健康課	継続実施
事業内容	妊婦の健康管理を支援するため、母子健康手帳を交付し、個別指導や相談を実施し、妊婦の健康を促進します。		
今後の方向性	個別指導・相談を強化し、相談後のフォロー内容の充実を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 両親学級		いきいき健康課	継続実施
事業内容	妊婦とその夫、家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を習得することで、出産・育児に対する不安を解消するとともに、参加者の交流の場として、両親学級を開催します。また、つどいの広場「じゃんけんぼん」の協力のもと、お産の経験など先輩ママから話をきける機会を提供します。		
今後の方向性	働く妊婦やその夫も、仕事の合間にでも必要な知識を得て、安心したマタニティライフを送ることができるよう、教室の内容や開催日時等を適宜変更しながら実施していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 家庭訪問支援事業		いきいき健康課	継続実施
事業内容	愛育・民生委員や地域組織による訪問・声かけ 及び 乳児家庭訪問事業、養育支援訪問事業による保健師等の訪問を実施します。		
今後の方向性	地域組織の人材育成についての強化を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 乳幼児健康診査・健康相談		いきいき健康課	継続実施
事業内容	乳幼児の成長・発達の評価、疾病・異常の早期発見、育児支援、健康増進を目的に、成長段階に応じた健康診査・健康相談を実施します。【4か月児、7か月児、12か月児、1.6歳児、2歳児、3歳児、5歳児】		
今後の方向性	未受診者に対する個別訪問や電話での指導を実施し、受診率の向上に努めるとともに、要観察児に対する事後対策の充実を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑤ 乳幼児の歯の健康づくり		いきいき健康課	継続実施
事業内容	乳児家庭全戸訪問時のむし歯予防に関する説明や、各種健診における個別に指導やフッ素塗布、保育所での歯科教室の開催など、各成長段階に応じて、歯の健康づくりに関する指導を実施します。		
今後の方向性	歯科衛生士の協力のもと、保護者のみでなく、子ども自身がむし歯予防の大切さを理解できるように、歯科教育の充実を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑥ 子どもの事故予防のための啓発		いきいき健康課	継続実施
事業内容	各種健診などを通じて、保護者に対し、子どもの発達を理解するとともに、各ライフステージに対応した事故予防対策についての個別指導を実施します。		
今後の方向性	愛育会、消防等と連携しながら、住民の参加する場を活用した救急蘇生法の実践教室等の開催を検討します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑦ 予防接種		いきいき健康課	継続実施
事業内容	予防接種法及び結核予防法に基づき、各種予防接種を実施します。【2種混合、BCG、日本脳炎、MR、4種混合、ヒブ、肺炎球菌、水痘】		
今後の方向性	予防接種一覧パンフレットの配布や、乳児家庭訪問事業の訪問時や乳幼児健診時に、予防接種の必要性について個別に説明等を実践し、接種率の向上に努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑧ ウェルカム事業		いきいき健康課	継続実施
事業内容	乳児家庭訪問事業等を活用して、新生児には山中湖村で生まれてきてくれた喜びと感謝の気持ちを込めて、出産を終えた母親には労いの気持ちを込めて、手作りのプレゼントを渡します。		
今後の方向性	手作りのプレゼントを通して、生まれてきた赤ちゃんや家族に温かな気持ちを届けられるよう継続実施していきます。		

2 「食育」の推進

食事は、家族や友人との人間関係の構築にも多大な影響を及ぼすだけでなく、生命活動を維持するためには欠かすことのできない活動です。さらに、健康を維持するためには、一人ひとりに適した量や栄養を含んだ食事の摂取が必要不可欠となります。しかし、現代では、夜更かしや睡眠不足などの生活習慣の乱れから、朝食欠食や偏った食事、肥満・痩せすぎなどが大きな問題となっています。特に子どもの時期は、身体的に大きく成長することから、身体が必要とする栄養を十分に摂取する必要があるため、これらの問題は子どもの成長を著しく妨害することに直結します。子どもの心身の健全な成長を促すためには、子どもに食事に関する正しい知識を持たせ、将来的に自分に適した食事を判断・選択できるようにすることが大切です。また、妊婦や乳幼児は、健康管理のために特別な配慮が必要となるため、各種教室を通じ、必要な情報の周知に努めます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 妊婦を対象とした食育事業		いきいき健康課	継続実施
事業内容	妊娠期の健全な食生活の実践に向けて、母子健康手帳の交付時に指導・情報提供を行うとともに、両親学級において、妊娠期に適したおやつ提供や、栄養豊富な簡単レシピの紹介を実施します。		
今後の方向性	両親学級への参加啓発について、「広報やまなかこ」やホームページ等での情報提供の強化に努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 乳児とその保護者を対象とした食育事業		いきいき健康課	継続実施
事業内容	離乳食の意味等を理解し、時期にあった進め方ができるよう、乳児健康相談時の個別指導を実施します。また離乳食教室では調理実習を行い、より実践に繋がりやすい指導をします。		
今後の方向性	個々に応じた個別指導の充実に努め、適切な育児技術の獲得の支援と、母親の不安軽減を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 幼児とその保護者を対象とした食育事業		いきいき健康課	継続実施
事業内容	各種健診時に、フードモデルを活用して、日常生活に活かせるよう具体的な食事内容、食事量を示して、管理栄養士による指導を実施します。		
今後の方向性	幼児親子対象の食育教室が実施できるよう、管理栄養士の指導のもと、事業を展開していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 保育所・小中学校での食育事業		いきいき健康課 教育委員会	継続実施
事業内容	<p>児童や保護者の食育についての理解を深めるため、栄養バランスのとれた、季節・行事に配慮した給食を提供するとともに、献立表を通じて食に関する情報提供、菜園での農作物の栽培、収穫、調理実習などを実施します。また、小中学校においては、「早寝、早起き、朝ごはん」を推進し、朝食の重要性を啓発します。</p>		
今後の方向性	<p>朝食摂取の重要性を理解し、家族が揃って食事をとれるよう広報等を通じて啓発の強化を図ります。また、食育推進事業終了後も継続した指導を行っていけるよう努めます。</p>		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑤ 地域での食育対策		いきいき健康課	継続実施
事業内容	<p>地域として食育への関心を高めるため、食生活改善推進員による食育ボランティアの実践や、母子保健連絡会・栄養士部会による保育所、学校、行政での共通メニューの行事食・地場産食の提供を行います。</p>		
今後の方向性	<p>関係機関の連携を強化し、伝統食や昔ながらのよい食べ物に関する情報・知識の普及啓発を図ります。</p>		

3 思春期保健対策の充実

子どもは、ほんの数年間で目覚ましいほどに身体の発達を遂げる一方、精神はゆっくりと発達していきます。一般的に思春期は、この心身の発達のバランスがとりにくく、精神的に不安定になりやすいと言われています。そのため、不安や悩みから逃れようと、飲酒や喫煙、薬物利用などの非行にはしったり、望まない妊娠をしたりと、子どもの健康に悪影響を与える問題が起きやすくなります。そうならないためには、家庭や学校、その他関連機関が連携して、子どもが不安や悩みについて気軽に相談でき、一緒に解決に向けて取り組める体制をつくっていくことが大切です。また、子どもにも飲酒や喫煙などの健康への影響や長期的な影響について正しい知識を持たせることで、誘惑に負けて非行にはしない強い心を養うことも必要だと思われます。加えて、生活習慣の乱れ、閉じこもり、肥満・痩せすぎなど、思春期特有の問題の解決にも取り組んでいきます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 思春期保健対策		いきいき健康課 教育委員会	継続実施
事業内容	学童期及び思春期における心身の健康、豊かな人間性を育むことを目的として、喫煙防止や薬物使用の防止の教育を実施します。		
今後の方向性	喫煙、飲酒、薬物乱用防止についての積極的な取り組みをしていけるよう、学校等と情報交換をしながら連携を図ります。また、学校敷地内の完全禁煙化を検討します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 性の逸脱行動の問題等についての教育・啓発		教育委員会	継続実施
事業内容	児童・生徒が、性について正しく理解し、人権尊重、男女平等、命の大切さなどに基づく正しい異性観をもち、望ましい行動が取れるよう、発育・発達段階に応じた教育・啓発活動を推進します。また、愛育会が中心となり、“性”、“命”を大切にできるように「いのちの授業」の展開に取り組めます。		
今後の方向性	継続して、教育・啓発していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 心のケアに関する体制の整備		教育委員会	継続実施
事業内容	いじめ・不登校や問題行動等に対応するため、中学校にカウンセラーを配置し、生徒の悩みなどの相談に応じます。		
今後の方向性	継続して、実施していきます。		

4 小児医療の充実

子どもは、その免疫力、抵抗力の低さから、感染症にかかりやすいとされており、乳幼児期は発熱や体調不良を訴えることが多くなっています。子どもの体調不良の都度、親は不安を感じることを思われますが、その時に心強い存在となるのは、定期的に子どもの健康状態を把握している、かかりつけ医です。また、子ども特有の病気である可能性が隠されているため、専門家である小児科医をかかりつけ医とすることが最も望ましいとされていますが、小児科医の減少を受け、本村における小児科医の確保は難しい状況となっています。そのため、富士北麓地域にある医療機関との連携を図り、小児医療の充実に努めていきます。また、休日や夜間の小児医療体制として、小児初期救急医療センターについての情報を周知させるとともに、受診の必要性を見極めて不要な受診を控えるよう、適切な受診を指導していきます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 小児医療の充実		いきいき健康課	継続実施
事業内容	出生から中学3年生までの医療費助成を継続実施します。また疾病の診断・治療だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、併せて、育児に関する相談相手として育児不安の解消を図るため、身近な地域で継続的な医療が受けられる、かかりつけ医の確保の必要性を啓発します。		
今後の方向性	医療費助成を継続実施します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 小児救急医療体制の整備		いきいき健康課	継続実施
事業内容	富士・東部小児初期救急医療センターの利用者が増加していることを踏まえ、適切な受診方法を指導します。		
今後の方向性	近隣市町村や医師会を含む関係機関と連携の強化を図りながら、小児救急医療体制のさらなる充実に努めます。		

基本目標5 親と子がともに学び育つ環境づくりのための支援

1 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

就学後の子どもは、学校生活の中で様々な経験をする中で、基礎的な学力や体力はもちろんのこと、人間関係や他者への思いやり、問題解決に向けた判断力、論理的な思考力、豊かな感性などを学び、心身ともに驚くほど成長します。そのため、学校は子どもの健やかな成長を促すために、子どもにできる限り多くの経験をさせる機会を設け、一人ひとりに合ったきめ細かな指導をしていく必要があります。また、子どもの安全を守るといった観点から、登下校時の安全指導や学校における設備の安全点検などを行い、子どもの教育環境の安全が確保されるよう努めていきます。さらには、職員の資質向上に向けた研修の実施や外部や地域の人材との連携・活用を通じ、より充実した教育の提供ができるよう取り組んでいきます。加えて、学校生活におけるいじめや閉じこもりといった問題に対して早期に対応できるよう、相談体制を整え、解決に向けた取り組みが行えるよう努めます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① きめ細かな指導の充実		教育委員会	継続実施
事業内容	少人数クラスの導入を進め、ぬくもりのある教育の充実を推進します。		
今後の方向性	一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実を図るため、村担教諭の採用など村独自の学級編制基準を検討していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 外部の人材の協力による学校の活性化		教育委員会	継続実施
事業内容	児童・生徒の体験的な学習の充実を図るため、幅広い経験や優れた知識・技術を持つ地域在住の専門家・社会人を学校に招き、授業の中で活用します。また、地元への関心を深め、ひいては地域の歴史や習慣等に興味を抱くことができるよう、社会科の授業において、村内の公民館や図書館等の見学を実施します。		
今後の方向性	地域人材リストを作成し、多くの分野での人材を学校教育に使えるように情報発信を行います。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 子どもの心に響く道徳教育の充実		教育委員会	継続実施
事業内容	担任による道徳授業の充実を図るとともに、あらゆる分野において道徳心が教育されるよう学校に情報を提供します。		
今後の方向性	県派遣カウンセラーの積極的利用を啓発します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 運動部活動への外部指導者の活用		教育委員会	継続実施
事業内容	中学校において、教職員の中に専門的な技術指導力を備えた指導者のいない運動部に対して、専門の外部指導者を派遣し、実技指導及び補助を行い、生徒の健やかな身体の育成を図ります。		
今後の方向性	スケート部における県派遣事業を継続して活用します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑤ 適切な生活習慣等を身につけるための健康教育の推進		教育委員会	継続実施
事業内容	早寝・早起き・朝ごはんの定着を目指し、機会をとらえ啓発に努めます。また、小学校1年児童と保護者を対象とした給食試食会を開催し、食に対する理解を深めます。		
今後の方向性	多くの関係団体の協力をもらいながら、健康教育の啓発・普及に努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑥ 特色ある学校づくりの推進		教育委員会	継続実施
事業内容	三校とも児童生徒の実態や学校の実態を踏まえ、創意ある教育活動を展開します。		
今後の方向性	教育課程の編成に関わる工夫、教科・道徳・総合的な学習の時間等における工夫等、学校独自で取り組み、児童生徒にとって楽しく学べる学校を目指します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑦ 教員の質の向上		教育委員会	継続実施
事業内容	夏季休業中の研修への積極的参加及び自己研修の啓発を図りながら、教員の質の向上を図ります。		
今後の方向性	教職員評価性度の効率的運用を図りながら、研修を不断に行うべき責務を常に意識させ、質的向上を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑧ 地域と学校の連携による多様な体験活動の推進		教育委員会	継続実施
事業内容	地域行事への積極的参加や学校行事への地域人材活用を進めます。		
今後の方向性	各学校の実情に応じながら、学校行事への地域人材の有効的利用を積極的に進めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑨ 安全管理に関する取り組み		教育委員会	継続実施
事業内容	児童生徒の登下校の安全管理及び安全指導そして学校施設の安全点検の実施等、継続的に行っていきます。		
今後の方向性	PTAや地域の協力を得ながら、登下校も含めた学校の管理下における安全性を目指します。また、施設の老朽化等の対応を検討していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑩ 保育所と小学校の連携体制の構築		いきいき健康課 教育委員会	継続実施
事業内容	村内4施設の共通理解を図りながら、平野保育所と東小学校、山中保育所と山中小学校で、職員の授業及び保育の参観、園児・児童の交流、職員間での話し合いを実施します。		
今後の方向性	保育所から小学校へのスムーズな移行のための連携会議という位置づけで、新たな連携体制の構築を図りながら、継続的な支援の実現を目指します		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑪ 教育環境の整備		教育委員会	継続実施
事業内容	子どもたちが安全・安心に学校生活を過ごせるように教育環境の整備に努めながら、教育効果のある指導を目指します。		
今後の方向性	施設・設備に関するハード面及びそれを適切に運用するソフト面の取り組みを充実させていきます。また、補修等では不十分な場合等、必要に応じて建て直し等を検討していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑫ 学校における英語教育の推進		教育委員会	継続実施
事業内容	小・中学校にALT (Assistant Language Teacher) を派遣し、英語教育の充実と国際理解教育の推進を図ります。		
今後の方向性	今後、実施回数、授業内容等の評価・検討を行い、さらなる充実に努めます。		

2 家庭や地域の教育力の向上

全国的に核家族化や女性の社会進出に伴う共働きの増加により、家庭における教育・保育の時間が少なくなり、その質も低下していると言われています。しかし、本村においては三世代家族が依然として多く、ニーズ調査結果によると8割以上が祖父母と同居・近居していると回答しています。よって、家庭における教育力は、比較的高い水準で推移しているものと思われます。一方、地域においては、子どもの健やかな成長に寄与するために、世代間交流や国際交流が推進されていたり、公民館、図書館などの社会資源の利用促進、大学施設などの地域資源の有効活用に取り組んだりしており、積極的な活動がみられます。今後とも、家庭や地域の教育力の維持・向上に努め、子どもが多様な経験を通じ、社会のルールや人間関係、協調性などを身に付け、自主的に物事の判断や行動する力を養っていくよう、これらの活動を支援していきます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 家庭教育に関する学習機会や情報の提供		教育委員会	継続実施
事業内容	保護者や地域住民のニーズにあう学習講座の開設等、取り組んでいきます。		
今後の方向性	児童生徒の成長に即した講座及び保護者が必要としている情報を選択し、計画していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 高齢者との世代間交流の推進		いきいき健康課	継続実施
事業内容	地域の高齢者に事業参加を願い、お年寄りからの生活体験講話や昔の遊びなど、就学前児童と高齢者の世代間交流事業を実施します。		
今後の方向性	情報創造館を利用して、絵本の読み聞かせ会などを実施していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 自然体験活動・体験活動の機会の充実		教育委員会	継続実施
事業内容	子どもたちが多様な価値観を学び、社会性を身につけるために、関係団体と連携し、また地域の参画を得ながら、健全育成に努めます。		
今後の方向性	学校行事の中及び社会教育の一環として、できるだけ有効な体験活動の機会を作っていきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 子どもたちのスポーツ環境の整備		教育委員会	継続実施
事業内容	総合型地域スポーツクラブを拠点に、子どもたちのスポーツ環境を整備します。		
今後の方向性	総合型地域スポーツクラブのさらなる周知を行うとともに、子どもだけでなく、その家族をはじめ、多世代がともに参加し、体験することができる様々な種目の計画・実施を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑤ 公民館、文学館、情報創造館の利用促進		教育委員会	継続実施
事業内容	子どもたちの健全育成を図るため、公民館、文学館、情報創造館など、地域に根付いた社会資源の利用促進に努めます。		
今後の方向性	利用促進を啓発します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑥ 地域資源を活用した交流事業の推進		教育委員会	継続実施
事業内容	夏休みに、つくば大学研修所を利用して、つくば市の小学生との交流・親睦事業（サッカー教室）を実施しています。		
今後の方向性	つくば大学研修所をはじめ、各大学に積極的に働きかけを行い、実施可能な専門教室の企画に努めます。また、村内には大学施設以外にも各自治体の施設等もあるため、その自治体学校生と本村学校生によるスポーツ・文化交流の推進も図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑦ 地域における国際交流の推進		教育委員会	継続実施
事業内容	グローバル化が進んでいる現状で国際交流の推進を図っていくことは重要であるため、国際交流事業を実施します。		
今後の方向性	観光協会と連携しながら、積極的に交流を推し進めていき、継続的な事業の展開に努めます。		

3 次世代の親の育成

少子化、核家族化の進行は、以前より言われてきましたが、昨今その影響が顕著に表れるようになってきました。その影響として、現在の子育て世代には、兄弟姉妹がおらず、祖父母とも同居していなかったという人が多くいます。つまり、これまでに家庭において乳幼児の世話をしたり、異年齢児と遊んだりした経験が乏しい世代であり、その中には経験がないために、いざ自分に子どもが生まれてもどのように接していいのかわからないと感じる人も少なくないということです。しかし、子育てにおける第一義的責任は親が負っていますので、この状態は早急に改善しなければ、子どもの健全な成長を妨げる可能性も出てきます。そのため、子どもの頃から乳幼児とふれあう機会を定期的に設けることにより、いのちの大切さや子どもに託された希望などを感じることができるようになると期待していると同時に、将来の結婚・出産への希望が持てるような社会の実現を目指していきます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 中・高校生等が乳幼児とふれあう機会の充実		いきいき健康課	継続実施
事業内容	中・高校生を対象に、いのちの大切さを学ぶとともに、将来、父親・母親となる自覚を高めるため、つどいの広場にて乳幼児とのふれあい体験学習の機会を提供します。		
今後の方向性	継続して実施し、体験内容の充実を図ります。		

基本目標6 すべての子どもたちが安心して育つための 安全な環境づくりの支援

1 子どもの安全を確保するための活動の推進

自動車が増え、生活は随分と便利になりました。その一方で、自動車が引き起こす交通事故の問題は、社会問題に発展しており、安全な道路交通環境の整備が課題となっています。子どもは、大人に比べて交通事故に対する危機意識が薄くなっているため、飛び出しや横断歩道以外での横断による交通事故が多く、定期的に交通ルールやいのちの大切さについて学習機会を設ける必要があると言えそうです。また、子どもの安全を確保するという観点から、大人が交通ルールを遵守することも欠かせません。加えて、6歳未満に義務付けられているチャイルドシートの着用については、安全な移動を支えるためにも、着用率の上昇を目標に親への啓発を継続していきます。さらに、本村の土地柄、山中湖での水難事故が起こりやすいと想定されることから、子どもから大人までを対象として着水水泳の知識や技術の向上に努め、日頃から安全維持に取り組んでいきます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 交通安全教育の充実		いきいき健康課 教育委員会	継続実施
事業内容	警察及び交通安全協会と連携・協力し、保育所園児、小・中学校の児童・生徒とその保護者に対し、交通安全教室を実施します。		
今後の方向性	地域間全体の連携を視野に入れた実施体制の充実に努めます。また、改正された自転車等の交通ルールの指導や保護者への指導にも取り組んでいきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② スクールゾーン内の時間帯車両規制の周知徹底		生活産業課	継続実施
事業内容	通学時間帯における車両規制等について、地元住民、観光客へ周知の徹底を図ります。		
今後の方向性	村道乗り入れ時間の規制するなど、安全な通学ができよう多角的に検討していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ チャイルドシートの普及促進		総務課	継続実施
事業内容	道路交通法に伴い全座席のシートベルト着用が義務化されて久しいですが、子どものチャイルドシートは年齢により正しい着用がされていないことも多いため、交通安全教室や交通安全運動等で、チャイルドシートの正しい取り付け方法の周知の徹底を図ります。		
今後の方向性	交通安全運動期間中、広報誌・防災無線により啓発運動の呼びかけを行っていきます。また、関係機関と連携し、協力を得ながら、街頭指導キャンペーンを実施していきます。シートベルト、チャイルドシートの着用の徹底を目標とする啓発運動として、村内3か所において街頭指導所を設置するとともに、交通安全に対する意識の高揚に努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 地域住民による防犯活動		教育委員会	継続実施
事業内容	スクールガードボランティアの協力のもと、スクールガードリーダーを中心として、青パトロール車で防犯パトロールを実施していきます。		
今後の方向性	村独自の計画性の中で、継続的に児童生徒の安全登下校に向けて、青パトロール車での防犯パトロールを継続していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑤ 青少年の非行防止の取り組み		教育委員会	継続実施
事業内容	毎年夏休み前に、村内の小中学校・吉田管内の高校・警察・P T A・少年補導員・区長などの関係機関・団体が集まり、各学校から夏休みの取り組みなどを報告し、それについて話し合う「青少年夏休みの過ごし方打合せ」を開催し、青少年の非行防止に努めています。		
今後の方向性	打合会を継続実施し、非行防止につながる事業の展開を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑥ 着衣水泳講習会の開催		教育委員会	継続実施
事業内容	富士五湖消防に協力を要請し、子どもはもちろんのこと、保護者を対象とした着衣水泳についての知識・実技の習得に関する講習会等の取り組みを図ります。		
今後の方向性	学校、保育所、P T A等との連携の上、富士五湖消防に協力を要請して年1回の開催に努めます。		

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが行方不明になる事件が度々報道されているように、子どもを狙った犯罪が多発しています。子どもは、大人に比べて判断力や体力が不十分であり、犯罪被害に遭いやすい犯罪弱者に分類されています。子どもが、自らの力で危険を避けて身を守ることもとても大切なことですが、子どもの過失なしに犯罪に巻き込まれる可能性も十分考えられることから、やはり地域の大人が子どもを犯罪から守るという意識を強く持って活動することが重要です。そのために、地域住民による防犯パトロールを行ったり、家庭や地域、教育・保育施設、警察などと連携して不審者や不審車両の情報を共有したり、子どもを対象とした防犯教育を開催したりしていきます。また、今後もこども 110 番の家を継続し、子どもがいざという時に駆け込めるよう、内容や場所の周知を図るとともに、箇所数増加への協力も呼びかけていきます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 子どもを犯罪等から守るための情報提供		総務課	拡充
事業内容	住民、警察、消防団、地域、保育所、学校等との連携を強化し、不審者情報など犯罪に関する情報を防災行政無線による放送、「広報やまなかこ」に掲載するなど情報提供体制の充実を図り、犯罪発生の防止に努めます。		
今後の方向性	防災無線子局の増設等、カバーできるエリアの拡充に努めます。また、安心安全メールを周知し、利用者の増加を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 防犯講習会の実施		教育委員会	継続実施
事業内容	警察・自治会等の協力により、子どもたち自身が自分で自分の身を守る意識や知識を身につけることができるよう、防犯教室を開催します。		
今後の方向性	毎年、継続実施することで、子どもたちの防犯意識の向上を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 「こども 110 番の家」等の防犯ボランティア活動		教育委員会	継続実施
事業内容	子どもが犯罪に巻き込まれそうになった時に避難できるよう、学校、PTA関係者、地域等の協力のもと、各地区に「こども 110 番の家」を設定し、地域の防犯体制の強化を図ります。		
今後の方向性	家庭、学校、地域と連携し、「こども 110 番の家」のさらなる拡充を図ります。		

3 被害にあった子どもの保護の推進

自然災害や交通事故、犯罪、児童虐待、いじめなどの被害にあった子どもは、身体的にも精神的にも大きなダメージを受けています。特に心に残された傷は、完璧に癒えることは少なく、一生涯その傷と付き合っていかなければならないことも少なくありません。そのような被害を未然に防ぐことができなかつたことは大変遺憾ではありますが、子どもの健全な成長を促すことが大人に課された責務であるならば、未来ある子どもの立ち直りを長期的に支援し、少しでも心に安らぎを与えることが求められていることではないでしょうか。支援には、学校や児童相談所などの関連機関との十分な連携が必要とされるとともに、被害を受けた子ども一人ひとりに対するきめ細かな配慮や、長期的な支援を行うための忍耐力などが必要不可欠とされています。また、被害を受けた子どもだけでなく、場合によってはその親に対してもカウンセリングや助言を行い、家庭における立ち直りも支援していきます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 被害にあった子どもや保護者に対するカウンセリング		いきいき健康課	継続実施
事業内容	児童相談所等の関係機関・地域の民生児童委員等と連携し、被害に遭った子どもに対する心のケア、その保護者に対する助言や相談など、迅速でかつきめ細かな支援体制の整備を図ります。		
今後の方向性	連携体制を継続します。		

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

24時間営業のコンビニやインターネットの普及など、人々を取り巻く環境はどんどん便利になっています。一方で、誰でも簡単に物や情報にアクセスができるようになったことで、本来であれば有害な物や情報から守られるべき子どもが、有害な環境にさらされる状態となっています。そのため、性や暴力等の過激な内容を含む雑誌やゲーム、DVDなどは、販売店に子どもへの有害性を理解してもらい、販売方法や陳列方法に配慮を求めます。また、インターネットやスマートフォンの普及により、出会い系サイトやSNS・無料通話アプリなどを介した犯罪が後を絶ちません。子どもが犯罪に巻き込まれることを防ぐためにフィルタリングや年齢認証などの対策がとられていますが、対策をとるかどうかは親に委ねられていることがほとんどです。そのため、子どもを有害環境から守ることの必要性とその責任を親に再度認識してもらえよう、啓発と情報提供に努めていきます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 有害環境浄化の推進		教育委員会	継続実施
事業内容	成人向け雑誌などの有害図書類の区分陳列を、関係業者に協力依頼します。		
今後の方向性	継続して、実施していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 情報モラル教育の推進		教育委員会	継続実施
事業内容	小中学校でインターネットや携帯電話等の正しい利用方法・マナーなどの情報モラル教育を推進します。		
今後の方向性	継続して、実施していきます。		

5 子育てにやさしい安全・安心なまちづくりの推進

子育てのしやすさは、家庭内よりも家庭周辺的环境に大きく左右されることがよくあります。普段不便を感じることなく利用していた道路や施設でさえ、子どもと外出することで、それまで気が付かなかった不便さや危険性に気が付くことがあり、親として子どもと安全・安心に外出できる環境を望むことはごく自然なことと言えます。ユニバーサルデザインの考え方が浸透してきたことを受け、公共施設の利便性も数年前に比べて向上してきていますが、段差解消や道路の拡幅などが進められる中、ベビーベッドや授乳室の設置などは思うように進んでいません。今後は、道路の改善だけでなく、外出先での不安や不便さを解消できるような設備の改善や新設に取り組んでいきます。また、ソフト面のユニバーサルデザインとして、困っている人を見かけたら手助けできるよう、広報などを通じて住民に啓発を行っていきます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 安全な道路交通環境の整備		生活産業課	継続実施
事業内容	国道と県道に関しては、関係機関と連携しながら、また、村道についても関係部所や地権者と十分協議しながら、子どもや子ども連れの親が安全・安心して通行できる道路環境の整備を計画的に図ります。		
今後の方向性	整備計画の策定後、予算の範囲内で整備を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 公共施設等のバリアフリー化の推進		各施設所管課	継続実施
事業内容	ベビーカー等の利用者の利便性、子どもの安全性を高めるため、段差解消やスロープの設置など、公共施設等におけるバリアフリー化を推進します。また、子育て中の親が気軽に外出し、社会参加できるよう授乳室やベビーカーチェアなどを設置します。		
今後の方向性	予算の範囲内で整備を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 「子育てバリアフリーマップ」の作成		いきいき健康課	継続実施
事業内容	村の公共施設をはじめ、民間施設でもバリアフリー化が進んでおり、こうした安心して利用できる施設に関する情報を紹介する「子育てバリアフリーマップ」を作成し、村民に周知します。		
今後の方向性	財源の確保に努め、作成していきます。		

第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保方策

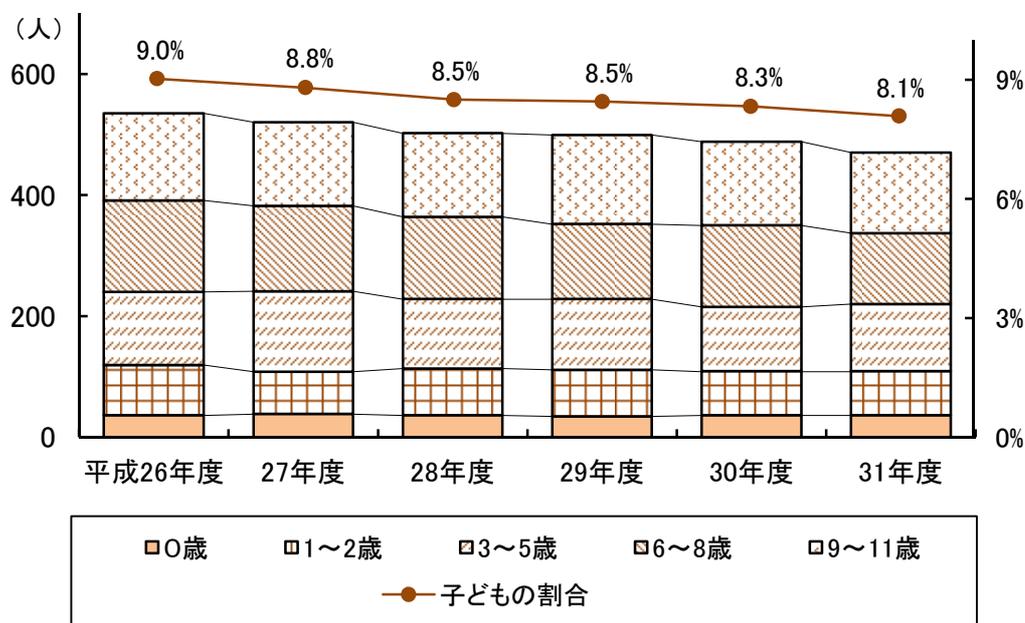
1 総人口及び子どもの人数の将来推計

平成21年度から平成25年度（10月1日時点）の性別・各歳別の平均変化率を基本に、本村の人口を推計すると、下表のとおりになります。

総人口は、平成29年度まではほぼ横ばい、平成30年度以降は減少傾向となり、計画期間の最終年度である平成31年度においては5,811人と、平成26年10月時点（5,925人）よりも114人減少することが見込まれます。

人口推計

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
総人口	5,925	5,905	5,905	5,902	5,856	5,811
子どもの人数	535	520	502	499	488	470
子どもの割合	9.0%	8.8%	8.5%	8.5%	8.3%	8.1%
9～11歳	144	138	138	147	138	133
6～8歳	151	141	136	124	135	117
3～5歳	121	133	115	117	106	111
1～2歳	83	70	77	77	73	73
0歳	36	38	36	34	36	36



2 教育・保育提供区域の設定

区域設定の概要

子ども・子育て支援法 第61条第2項において、“市町村は、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定しなければならない”とされています。

幼児期の学校教育・保育事業 及び 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（＝教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、区域を設定しました。

山中湖村における教育・保育提供区域

上記の考え方を踏まえ、山中湖村では、教育・保育提供区域を、村内全域（1区域）に設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、村内全域（1区域）に設定します。

教育・保育提供区域 地域子ども・子育て支援事業提供区域
山中湖村内全域（1区域）

3 幼児期の学校教育・保育事業

【量の見込み設定についての考え方】

教育・保育施設・サービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

【教育・保育施設・サービスの需要量及び確保の方策】

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は次のとおりとします。

(1) 教育事業【1号認定・2号認定（教育）】

対象

1号認定の3～5歳児及び2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの

事業内容

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	平成 26年度 (10月実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	0	2	2	2	2	2
1号認定		0	0	0	0	0
2号認定 (教育ニーズ)		2	2	2	2	2
② 確保 の内容		0	0	0	0	0
特定教育・保育 施設給付でない 幼稚園		(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
		0	0	0	0	0
差(②-①)		▲2 (0)	▲2 (0)	▲2 (0)	▲2 (0)	▲2 (0)

* () は広域での対応

量の確保方策

- 平成26年度時点で特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）は村内に無く、他市町村へ通っている状況です。量の見込みとしては、毎年度2人ですが、村内に施設はないため、他市町村と連携を図りながら、確保をしていきます。

(2) 保育事業【2号認定（保育）】

対象

2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児

事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

		平成 26年度 (10月実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		107	112	97	98	89	93
② 確保 の 内容	特定教育・保育		112	97	98	89	93
	特定地域型保育		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
差(②-①)			0	0	0	0	0

量の確保方策

- 平成26年度時点で特定教育・保育施設（保育所）は、村内に2施設あり、3～5歳児の利用定員は107人となっています。量の見込みが最大である平成27年度の必要利用定員総数112人に対し、受け入れ可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

(3) 3号認定<0～2歳>

事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	平成 26年度 (10月実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	36	33	35	35	35	35
0歳児	6	12	11	11	11	11
1・2歳児	30	21	24	24	22	22
② 確保の内容						
特定教育・保育		33	35	35	35	35
特定地域型保育		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 平成26年度時点で特定教育・保育施設（保育所）は、村内に2施設あり、0～2歳児の利用定員は36人となっています。量の見込みが最大である平成28年度以降の必要利用定員総数35人に対し、受け入れ可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

◆0～2歳の保育利用率

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0～2歳児人口(人)	119	108	113	111	109
保育利用者(人)	33	35	35	35	35
保育利用率(%)	27.7	32.4	31.0	31.5	32.1

◆認定こども園の普及に係る基本的な考え方

- 認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。
認定こども園への移行は、保育所の設置者が判断することになりますが、利用者ニーズや施設・設備等の状況を踏まえながら、村と保育所とで協議して、適宜、検討していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、実施時期及び確保の内容を以下のとおりに設定します。

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業内容

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	平成 26年度 (10月実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	31	46	45	45	41	43
② 確保の内容		46	45	45	41	43
		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 平成26年度において、村内の2保育所で当該事業を実施します。量の見込みが最大である平成27年度の46人に対し、供給体制で受け入れが可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

(2) 放課後児童健全育成事業

事業内容

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	平成 26年度 (10月実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	37	66	65	64	64	59
低学年	37	35	34	31	33	29
高学年	—	31	31	33	31	30
② 確保の内容		66	65	64	64	59
		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 平成26年度時点、山中小学校区で当該事業を実施しています。新制度では高学年も利用可能となり、ニーズも高まることから、平成27年度より東小学校児童も受け入れを開始して必要な量を確保します。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業内容

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日/年)

	平成 26年度 (年間見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容		0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 平成26年度現在、当該事業の実績はありません。利用希望があった時は、村内に施設がないため、都留児童相談所等と連携を図り、村外の関係施設等における一時保護の対応を図ります。

(4) 地域子育て支援拠点(つどいの広場)事業

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人回／年)

	平成 26年度 (年間見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	1箇所	4,488	4,692	4,608	4,512	4,512
② 確保の内容		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

量の確保方策

- ・山中保育所内にある地域子育て支援センターにて、当該事業を実施しています。具体的な事業を開催する際は、企画段階で希望者(参加者)を集約して実施していきます。

(5) 一時預かり事業

事業内容

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外の児童については、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので、保育所等で実施しています。

① 幼稚園における一時預かり

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)

	平成 26年度 (年間見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	0
1号認定の利用		0	0	0	0	0
2号認定の利用		0	0	0	0	0
② 確保の内容		0	0	0	0	0
		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・平成26年度時点で特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)は村内に無く、他市町村へ通っている状況です。平成27年度以降の量の見込みについても0人日であることから、新たな整備は行わないこととし、要望があった場合には周辺市町村との連携も視野に入れながら、受け入れ体制を整えます。

② その他（在園児対象型を除く）一時預かり

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)

	平成 26年度 (年間見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	318	1,274	1,209	1,208	1,139	1,165
② 確保の内容	保育所	1,274	1,209	1,208	1,139	1,165
		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	ファミリー サポートセンター	0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・平成26年度現在、2保育所で当該事業を実施しています。量の見込みが最大である平成27年度の1,274人日／年は、1日あたり約6人日となり、現在の供給体制で受け入れが可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。
- ・また、村外在住者でも就労等のため、どうしても一時預かりが必要な方や、管外の保育を受けている園児の兄弟についても、つどいの広場を含んだ一時預かり事業の利用を可能とし、そのニーズに対応できる必要な量は確保されています。

(6) 病後児保育事業

事業内容

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)

	平成 26年度 (年間見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	0	56	53	53	50	51
② 確保の内容		0	0	0	0	51
		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
差(②-①)		▲56	▲56	▲56	▲56	0

量の確保方策

- ・平成26年度現在、村内には委託可能な医療機関・施設がないため、実績はありません。今後のニーズはあるものの、村内で当該事業を展開する医療機関・施設を確保するのは施設面や人材面で難しいため、近隣市町村と連携して、最終年度については、近隣市町村での受け入れ体制の確保に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（小学生）

事業内容

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人日／年）

	平成 26年度 (年間見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容		0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・平成26年度現在、村内にはファミリーサポートセンターがないため、実績はありません。アンケート結果によるニーズ自体はありませんでしたが、今後、ニーズが高まれば、村内に設置、あるいは近隣市町村との連携で対応していきます。

(8) 利用者支援事業

事業内容

子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（子ども・子育て新制度において新設された事業）

量の見込みと確保の内容

	平成 26年度 (箇所)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
② 確保の内容		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・山中保育所内にある地域子育て支援センターにて、当該事業を実施していきます。

(9) 妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	平成 26年度 (年間見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	48 (605回)	45 (567回)	42 (529回)	40 (504回)	38 (478回)	36 (453回)
② 確保の内容	実施場所	妊婦が希望する産科医療機関				
	実施体制	医療機関との連携				
	検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
	実施時期	初期～妊娠23週 :4週間に1回 妊娠24～35週 :2週間に1回 妊娠36週～分娩 :1週間に1回				

量の確保方策

- ・いきいき健康課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

(10) 乳児全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師等が訪問し、発育状況や発達の確認、育児に関する指導や予防接種・健診等子育てに関する情報提供等を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	平成 26年度 (年間見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	42	48	45	42	40	38
② 確保の内容	実施体制	保健師等(2人)				
	実施機関	役場 いきいき健康課				

量の確保方策

- ・いきいき健康課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

(11) 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	平成 26年度 (年間見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	1	2	2	2	2	2
② 確保の内容	実施体制	保健師等(3人)				
	実施機関	役場 いきいき健康課				

量の確保方策

- ・いきいき健康課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知と推進体制

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体で子育てを支援する体制づくりに向け、行政と村民、家庭、地域、保育所、学校、その他の関係機関・団体等が一体となって進めていく必要があります。

そのため、村民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、「広報やまなかこ」や村のホームページへの掲載、概要版の作成・配布などにより、本計画の周知に努めます。

また、本計画に掲げてある子育てに関わる各施策・事業は、福祉分野のみならず、保健、医療、教育、住環境等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、庁内の各部署間の密接な連携はもちろんのこと、保育所、学校やPTA、社会福祉協議会、地域活動団体、民生委員・児童委員、ボランティア団体、企業・事業所など、多くの関係機関・団体とも連携を図りながら、協働の子育て支援に努めます。

2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

そのため、計画の進捗状況については、「広報やまなかこ」や村のホームページ等を活用し、計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く村民に周知していきます。

資料編

山中湖村子ども・子育て協議会設置要綱

(設置)

第1条 山中湖村の次世代を担う園児、児童等の子育てを支援するため、子ども・子育て協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 自主的な子ども・子育て支援活動を推進すること。
- (2) 子ども・子育てに配慮した環境整備を促進すること。
- (3) 子ども・子育てに関する情報を交換し、参加団体等相互の連携を強化すること。
- (4) 子ども・子育てに関する広報及び啓発を実施すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な活動に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他村長が認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、山中湖村いきいき健康課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

山中湖村子ども・子育て協議会委員名簿

任期：平成26年4月1日～平成28年3月31日

	氏名	備考
1	杉崎吉彦 ◎	民生・児童委員協議会長
2	長田 忍	主任児童委員
3	中村義仁	平野保育所保護者会長
4	長田明大	平野保育所保護者会長
5	坂本 泉	湖連P会長
6	古屋佳代	子育てサポーター
7	中村 哲	一般公募
8	高村昭秀	一般公募
9	長田美紀子	教育長
10	渡辺 稔	山中小学校長
11	小林誠二	東小学校長
12	権正雅彦	学校総務係長
13	小俣とみ	山中保育所長
14	羽田育子	平野保育所長
15	高村美智子	平野保育所副所長（子育て支援センター長）
16	梶原よし子	平野保育所副所長

◎ 会長

(敬称略)

事務局

	氏名	備考
1	高村清	いきいき健康課長
2	曾根美香	いきいき健康課福祉係長
3	小佐野あゆみ	母子保健担当保健師

山中湖村 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発 行
企画・編集

山 中 湖 村
山中湖村 いきいき健康課
〒401-0595
山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1
電 話 0555-62-9976
FAX 0555-62-9981